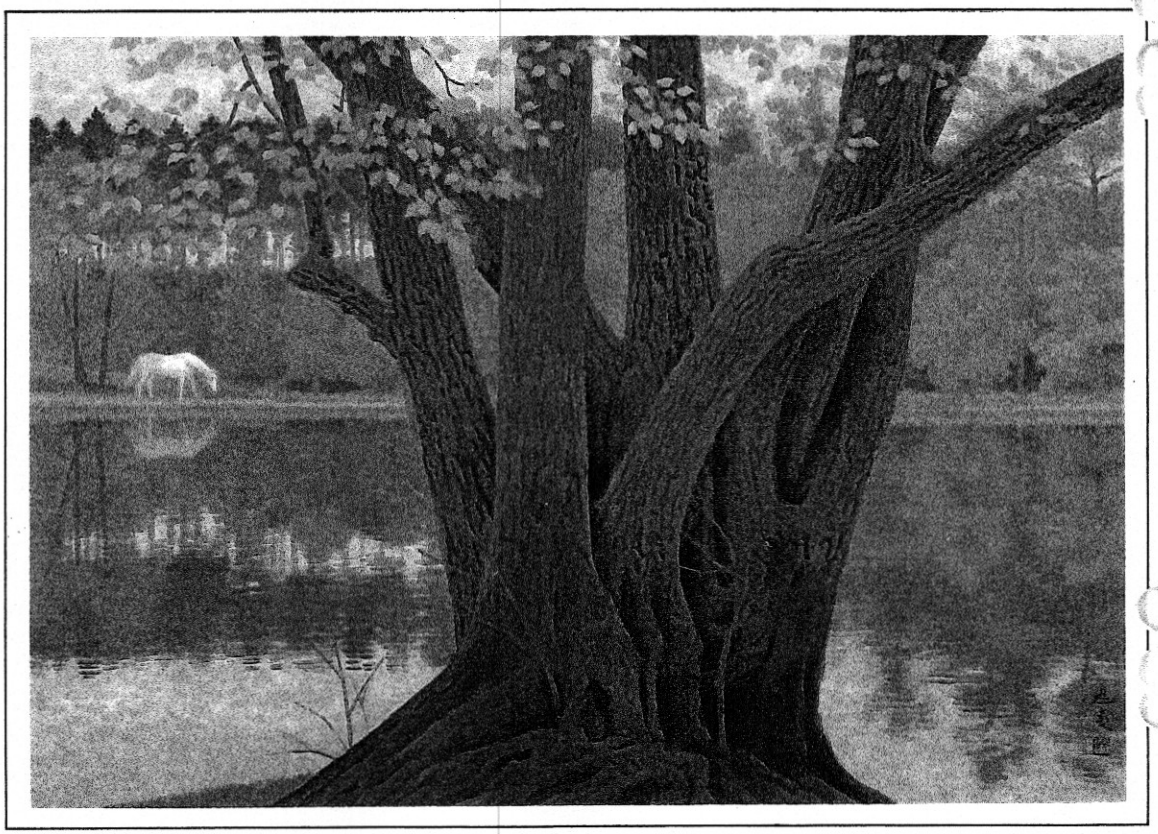
ISSN 0911-606

国民と森林

1990年・秋季
第　34　号



国民森林会議



国土防衛は森林育成から

佐野稔和歌山大学名誉教授に聞く

――先生が、林業問題に入られたのは振動病をめぐってとお伺いしましたが。

佐野　一九五九年九月以来和歌山地方労働基準審議会委員をしていましたが、七〇年代後半から振動病の認定申請が非常に多く出され、「なぜ」という疑問からこの問題に取り組むようになりました。

いま問題になっている振動病の治療打ち切りも、和歌山が多いのですが、紀州地方は昔から「木（紀）の国」といわれるだけあって、和歌山・奈良・三重の紀州は林業の先進地帯だった。それだけ機械を使うことも多く、患者も多発したことを示しています。

二年前に、この打ち切り問題でシンポジュウムがやられて、私も出席を求められました。席上「労災問題は、本来、労働保護政策として考えられなければならない。労災をなくし患者を出させないことが眼目で、それにもかかわらず被災者が出た場合には補償するというのが労災行政の本旨です。患者がたくさん出るような条件にしておいて、給付が多いから打ち切りというのは、本末転倒。」というような発言をした。このシンポジュウムでの私の発言が新聞に出ると、すぐに関係者からの反応がでてきて驚きました。それだけこの問題の根の深さが実感されます。

地方の森林組合で話をしていても、話題がたまたま振動病問題に及ぶと、とたんにびっくりするほど感情的な発言を聞くことがあります。「林業を守れ」では共通していても、そのことでは反発するところにこの問題の難しさを感じます。後継者不足・労働者不足というが、振動病問題のはらむ課題を解決しないことには、本当の解決にはならない。国民森林会議でもそこに触れた議論をしなくてはいけないのではないか。

海山町の定点調査でも、そうした議論が発展するきっかけをつかむ良い機会にしたい、と考えたのですが、まだ手掛かりもつかめていません。

軽症者・軽快者の仕事の確保も大きな問題です。農山村には、そんな仕事はなかなかない。といって労災では対応できない。生活保護など地域社会の負担にも限界がある。それなら病気を隠して健常者と同じように働くしかない。自治体・業者・労働者の三者が協議して、軽症者の就労の場を確保しなければならないのではないか。

――三K（危険・汚い・きつい）という今の若者が嫌う就業条件は林業にぴったり。その克服が求められているといえますね。

佐野　国有林の新規採用者が六％も退職するということを聞きましたが、意欲をもって就職した人を職場に止めれなかったのは残念です。自然環境保全とか、森林を守るとかいうが、

さの・みのる　一九二四年札幌市にうまれる。一九四九年東北大学経済学科卒、同年北海道大学法文学部助手、五〇年一二月和歌山大学経済学部助手、五二年講師、五五年助教授、六二年経済学博士、六四年教授、八一年経済学部長、九〇年定年退官。「現代日本の労働運動」「日本労働組合論」（日本評論社）共著「現代の社会政策」（有斐閣）など。国民森林会議会員。

目　次

季刊　国民と森林

No.34　1990年秋季号

■巻頭インタビュー
国土防衛は森林育成から
佐野稔和歌山大学名誉教授に聞く
■ルポ　森林フォーラムを追って……2
日光・足尾フォーラム……2
上野村フォーラム……5
■水を歩く（7）……8
水道管となった川　松澤　譲
■森と木のある生活（15）……13
白神山地のブナ林　市川健夫
■定点調査レポート……18
上野村　大野盛雄／海山町　北尾邦伸
■研究会・日本の川を考える⑦……20
法定水利権からみた河川　小林三衛
■「森林利用と自然保護」提言プロジェクト…24
リゾート開発と自治体　本間義人
■切り抜き森林・林政ジャーナル……28
■会員の出した本……30
水の文化史／わが青春に出会った本／聞き書
花岡事件／日本近代林政の発達過程／富山和子
がつくる日本の米
■会員紹介……32
圖書恒遠／多賀清雄／筒井迪夫／津本正昭／遠
山三樹夫／富山和子
■編集後記……33

表紙の言葉

若葉の季節　東山魁夷

（1972年：64.7cm×91.6cm）

すべての樹々の芽吹く時、
日は明るく暮れようとする。
人は一人もいなくて、
白い馬が向うの岸辺を歩いている。
遠い国で見た風景——、
あるいは夢の中の。

目次題字　隅谷三喜男
カット　森前しげを

それを担うのは労働者です。労働者が大古以来の仕事・技術を受け継いでいかなければならない。誇りある大切な仕事ですが、その評価がされていない、と思う。国有林でそうした人をつなぎ止める体制がつくられることではじめて民有林もつなぎ止められる。振動病や要員削減で林業労働者を切り捨てておいて、誇りを持てといっても…。林業には暗いイメージしかない。

しかし、森林の重要性をあらゆる人が強調している時代を迎えたのは初めてではないか。しかも、世界的に。だけれども、そういう人達にも林業労働者の実態はなかなか知られていない。一般の人には分かりにくいでしょうな。五〇～六〇年のタームで考える企業なんてないですからね。森林に人手と金を投ずることの必要性に関心を持って欲しい。

そうした時に、「GNPの一%を森林育成に」という土井社会党委員長が提唱したことは、具体的なイメージを与えるもので分かり易い。デタントの時代を迎え、軍事費の見直しが始まった。「国土防衛の軍事費はGNP一%」に代わる「森林による国土防衛にGNP一%」の時代——というわけだ。地球破壊の進む中で、人も物も環境保全・育成に最優先していくべきで、もっとクローズアップしたい。

環境・原発、それからたべものなどの問題にかんして、主婦の関心が高まっています。主婦たちは、積極的で自発的な活動をして、市民運動や住民運動を担っています。この人たちに「山を守る」ことを呼びかけて提携しては——。

（8月13日　大阪府熊取町のご自宅で）

森林フォーラムを追って

――緑と川と都市住民と――

国民森林会議の会員が実行委員の中核ですすめている「森林フォーラム」がことしも開かれています。「高尾山」「足尾・日光」「上野村」「玉原」の四回が企画されていますが、このうちから「足尾・日光」「上野村」の二ヵ所の交流ぶりをルポしてみました。



奥日光の自然林の中で「森林の保全」で話を聞く

森林づくりの努力

足尾煙害地で実感

足尾・日光フォーラム

一万三千haを四人で管理

日光・足尾フォームは、快晴の東京駅に三一人が集まり、貸し切りバスで出発。

夏休み初の休日とあって、関越高速道路はじゅずつなぎ。それでも、二〇分遅れで金精峠を通過。まず最初の下車地点「湯ノ湖」に到着。湯ノ湖から湯の滝まで森林と水の織りなす散歩道を下ります。

ついで、戦場ケ原の湿原を視察。湿原といっても、乾燥ですっかり植生も変化しています。「なぜ湿原が変わったのか」という質問も案内の宇都宮営林署の高根沢次長に飛びます。

一行は、戦場ケ原から竜頭の滝までの一時間のコースをたどり、森林を眺めながら散策。うっそうと茂った天然林が、どうした手入れで保全されてきたのかの説明を営林署の担当者から聞きました。この地区で禁伐は八二〇haとか。そのほかほとんどの国有林が伐採の規制を受けています。

一万五〇〇〇haの宇都宮営林署の国有林を管理するのは四六人。「一万三〇〇〇haの日光地区の国有林を管理するのは四人」という説明を聞いて、驚嘆する声も上がりました。

その夜は、「山の家」と「治山事業所宿舎」に分宿。夜遅くまで講師を囲んでの交流・話

合いが弾みました。

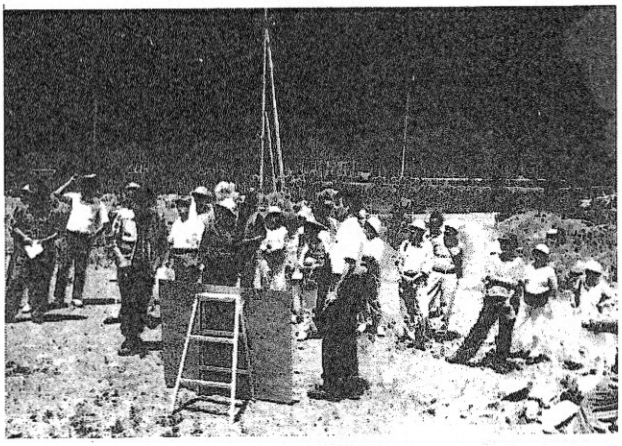
30年かけてやっと緑が

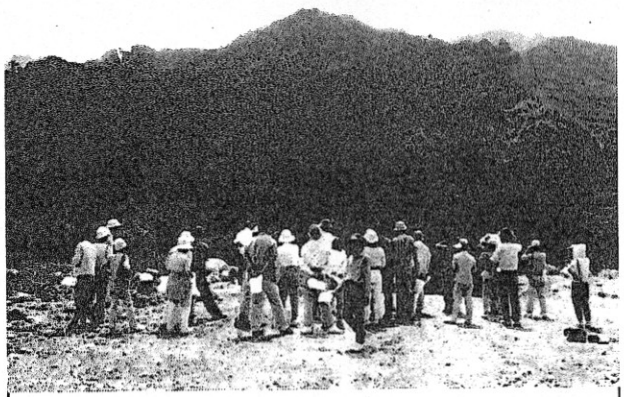
翌朝は八時出発。まず、半月峠から足尾の荒廃を一望。昨年も、下見の時も雲がかかって見えなかった足尾が今日はクックリ。

木原啓吉先生が「富国強兵の生き証人として、足尾の煙害地はナショナル・トラストで保存すべき」と説けば、杉本一先生は「地球があなったら人類が生きれるか——を感じる」と説明。松沢譲先生は「歴史の中で姿を変えた森林をみることができる。それにしても良くぞ回復した」と感慨こめて説明します。

その後足尾に向けて出発しましたが、途中で山崎大間々営林署長らから、国道べりの国有林を見ながら人工造林地のいろいろなタイプの管理経営について、説明を受けました。

いよいよ足尾の現地へ。左手の松木沢は、岩が露出した山肌を見せます。かつては大木が生い茂っていたことが、岩に取り付くようにして残った枯木の株にみることができます。四〇度を越すような傾斜の山に、少し残った土を見つけて植える作業。山肌を安定する山腹工事が遥かに望めます。「どうしても行けない所は、ヘリコプターで種を蒔きます」と





国道べりの国有林の造林のやり方や手入れについて説明を聞く一行。

私の感想

▽日光・足尾フォーラム△



門井　照子（東京都・東村山市）

（前略）緑の多い日光から足尾についた時の驚き、ハッとするむごい山々のひろがりがなんとも異様で語る言葉がみつからないくらいのショックをうけました。

四〇〇年のざわめきも去り、人も去り、いまはすべて夢——そんな印象をうけました。チャンスがありましたら歴史館やヤマの人々の夢の跡をたどってみようと思っています。本当にありがとうございました。

岡田　周子（東京都・五日市町）

（前略）足尾鉱毒の事は私の頭の中ではもうすでに過去形のものになっていましたので、山の状態も全く荒れはてたままか或いはもう自然に緑が回復しているか、そのどちらかではないかと漠然と思っていました。

ところが、今回参加して営林署や町の方々の並々ならぬご努力により緑が回復しつつある事を知り、又まるでサンプルのよう

説明。そうした場所はうっすらと緑が萌えていました。

山崎署長や畦倉実先生が荒廃した山を見ながら説明。畦倉先生は「この原点を踏まえ、川下・川上も手を携えて」と取材の経験を踏まえて解説します。

人も寄せ付けない累々とした岩石の積み重ね。荒廃した松木沢を見て、復旧した久蔵沢に行くとホッとします。三〇年の歳月と今のお金に換算すれば七〇〇億円をかけた工事で、マツ・ヤシャブシなどが茂り、鹿なども出てくるようになったとか。

緑の谷べりでお弁当に。森林からわき出す谷川の水を手で掬って飲む人も…。

帰りのバスの中の全員発言では「足尾はなんであったのか、バランスシートを作ってみたい」（高校教師）、「人間の努力に感動」（主婦）などの感想が出されました。



荒廃した山を前に案内板で説明を受ける一行。



松木沢の荒れた状況に目を見張る一行。



回復した久蔵沢の緑にホッとした思いも。

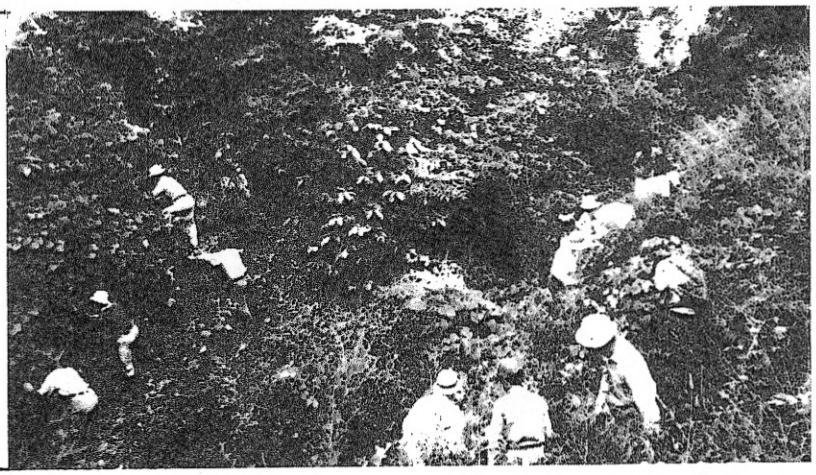
に回復の過程をはっきり見る事が出来、大変感動致しました。それだけに自然は偉大であるけれども一面とてももろい所があり自然がそこに存在するには、それなりの条件が不可欠で環境が大きく変えられてしまった時には、回復するのがいかに困難かを実感でき、それと共に欲の為には自然の存在等全く無視してしまう日本人の驕り、公共性という大義名分をふりがざし一部の人達に耐えがたい苦痛を強いて平気でいる権力の横暴、これらがなんら反省される事なく至る所にはびこっている現状を考える時日本人で一体何んなんだと誠に暗たんたる気持にさせられます。

最近、必要以上のぜい沢を追い求めている欲望列島日本に、公共性と言う言葉が使われる価値が果してあるのかどうかははなはだ疑問に思っていますので……。

知識・経験共に豊かな諸先生方のご体験や実践に基づいたお話、いろいろな立場、考え方の参加者との交流等本当に盛り沢山の内容でとても刺激的であり、又、ある共通の想いを持った方々との新たな出合いはともすれば絶望的になりがちな気持を勇気づけてくれました。ただ、一度だけの参加では上面を見たにすぎなくて、二度三度と訪れてやっといろいろな事が見えてくるのではないかと思いますので来年も是非参加させて戴きたいと思っております。（後略）

山村との交流果たす
森林に、水に、歓声

上野村フォーラム



下刈に汗を流す参加者（上野村三岐で）

村内見学に人気

二四日　今年で四回目を迎える『上野村フォーラム』は、八月二四日快晴の西武秩父駅前から始まりました。午前一〇時、思い思いのハイク姿に身を固めた参加者四〇人が集合。二台のマイクロバスに分乗して出発。

アクシデントで一時間近く遅れの出発になりましたが、道々内山節講師の「上野村ガイド」を聞きながら上野村へ到着。

乙父（おっち）の神流川河原で出迎えの黒沢丈夫村長から、「山村の実態を十分みて欲しい」との歓迎の言葉を頂き、早速イワナつかみ。水の冷たさに驚く子供、イワナとの格闘にびしょ濡れの子供たち。その傍らで収穫のイワナが串焼きにされ、お弁当に歓声が沸きます。

ついで「猪豚飼育↓銘木の加工をする工芸センター↓工芸加工でるオガクズや樹皮からつくる堆肥製造↓工芸材料の乾燥・製造↓旧黒沢家」のコースと「養蚕見学↓薪割り体験↓旧黒沢家」に分かれて村内探訪。村の歴史と産業おこしの苦労や、「虫好きで蚕を飼

▽上野村フォーラム△

提　康次郎（東京都・多摩市）

初めての上野村、村人の細部にわたっての御好意に感謝の念にたえませんでした。

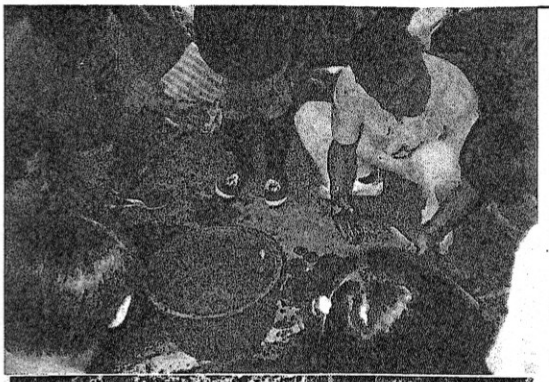
村人との交流の席で「二〇年、三〇年の永い年月をかけているから愛情が湧く」との発言に、我々日本人の多くが失いつつある永い年月の時間の単位で生のいとなみをめぐらすことの意義が問いなおされているような気が致しました。

今後は、都市からの一方通行の交流から、いかに苛酷な条件のもとで我々が日々を過しているかを、少年達に限らず、村民各層に身をもって感じてもらうことが本当の意味での交流になるのではないか。

村当局の御厚情に重ねて御礼申し上げます。

平松　南（市川市）

三日目の浜平から大カグラ沢コースがとても印象に残っています。樹木や流れの美しさに感銘を受けました。それとガイド役の高橋さんの話がとてもおもしろかったのです。シイタケのつくり方、樹木についての説明、スゲの草で縄をあむ実演など、身近なのに、都会では聞くことのできないこ







上から＝鎌トギに熱中。間伐木の枝まで「ちょうだい」。夜の村人との交流

っている」という村民（黒沢定夫さん）の言葉に感激したり…。

予定より三〇分遅れで宿舎のやまびこ荘に到着。明日使う下刈鎌研ぎに挑戦。二〇人ほどが熱心に高橋課長の指導で研ぎあげました。

夕食後は、上野村紹介のビデオと内山講師の村の案内。三井昭二講師が林業問題で解説を加えます。午後一〇時を過ぎて熱心な講座は終わりましたが、その後部屋での自主講座も―。

間伐・下刈にも挑戦

二五日　七時朝食。七時半には出発。三岐の村有林で八七年に植えたスギ一〇〇本余りの造林地の下刈り。三〇分ほどで草原は見事なヒノキ林に変身。三年前に植えたヒノキはもう胸の高さに成長しています。そのすぐそばで、二〇年生のスギの間伐を見学。倒れた木に拍手も沸きます。倒されたスギを輪切りにする子供、枝を切って皮を剥くなどの体験に盛り上がります。

その後三岐に移り、北沢歩き、河原での水遊びなどの自由時間を過ごして、川和自然公園に移っての昼食。マイタケご飯に猪豚汁、ふかした村特産の馬鈴薯に、刻みネギをいれとを教えてもらいました。

二番目をあげれば、昨夜の村人訪問です。住民の方々に直接質問ができたし、七～八名の方が迎えてくれていましたので、いろいろな角度から話を伺えて、とても参考になりました。

今後の希望、浜平の高橋さんの話のような身近かな山、山里のくらしぶりを聞きたいと思います。できれば四季それぞれに。上野村にしばってもいいと思います。

秋山　宣子（東京・新宿区）

・はじめての参加

三日間、スタッフの方々は大変だったことと思います。どうもありがとうございました。いそがしいスケジュールでしたがとてもよかった。楽しかった。村へ行って交流し、自然に融れてくるだけと思っていた旅が山・川・木・林・森の深い営みを知り村――現在の日本で苦しい立場に置かれている――の人々と話し合い、それを通して村人の真剣な生き方、考え方を聞き、経験したという気持ちです。与えられた自然、与えられた環境を大切にして一生懸命に生きている村があることにとても感激しました。森も川も山も本当に息ついている。

私の考えている自然（都会人で考える自然）とは何と規模の小さなことかと思いました。自然の認識がかわった気がします。

た特産の十石味噌をつけて、上野村満喫の昼食です。

琴平工芸館で、木材工芸品の選び方のお話しを聞いて、見事な工芸を鑑賞したり、お土産の品定め。

夕食後は、土田武史講師から「高齢化社会の課題」で講話。「ボケの居ない上野村」の原因や在宅介護などで意見もでました。その後村民の家を訪ねての交流に出発。六軒の家に分かれて、午後六時頃からの話し合い。過疎・農林業・教育・文化など話題は過去・現在・未来へと広がり、話しは尽きません。ようやく午後九時過ぎ別れを告げて帰途に。

山村にこだわる思い

二六日

この日は午前七時朝食。天狗岩と大神楽沢に分かれての沢歩きと登山。汗をかいた一時の後、琴平センターでの昼食。名物猪豚丼に舌鼓を打った後は総括会議。「上野村にこだわり見続けることで物事が見えて来る」と内山講師が締めくくりのあいさつ。上野村田村企画財政課長の「過疎のなかで都市と交流しながら頑張る上野村」を強調したあいさつにお礼の拍手で応え、三日間のフォーラムの幕を閉じました。

この総括では、「上野村の子を招いた東京でのフォーラムを」という提起もあって、フォーラムは都市↓山村から、山村↓都市へ拡大する様相も見え始めました。





写真・上＝天狗岩への登山はけわしい山道を――、下＝イワナつかみにカン声をあげる子供たち。

フォーラムのプログラムに感謝致します。

佐々木和子（京都市）

今年、初めて参加させていただきました。森林フォーラムが何であるのか、まったく何も知らずに、子供をつれての参加でしたので、皆様方には、大変お世話になり、又御迷惑をおかけしまして大変心苦しく思っております。

子供の生活ペースと計画のペースのギャップが大きく、実行委員の方にはいろいろイライラさせることがあったと思うのですが、本当に御配慮ありがとうございました。上野村と東京（大きくは関東一円）との関係がよくわかり大変参考になることの多かった三日間ですが、私の住む京都でもいろいろと考えていかなければならないことがあると思います。これを機会により生き方や生活について考えていきたいと思います。

こういう計画が関西でもないのかなと思います。私は、私の住む所で、又いろいろやっていきたいと思います。

水を歩く 7

水道管となった川

松澤譲（ジャーナリスト）

慢性水不足〝大東京〟

この夏はほぼ全国的に日照りつづきで、農作物の干害が出たが、大河利根川をかかえる関東も例外ではなかった。

「毎日、暑いですね。水は大丈夫でしょうか」

というのが、都民のあいさつとなった。

案の定、七月も半ばになると、利根川の水量は減り、遂に給水制限となった。幸い？台風のおかげで大事には至らなかったが、待ってましたとばかり、自民党は渇水対策本部を設けて、節水対策の推進とあわせて、利根川河口堰の水を江戸川に送る水路の完成を早めること、ダム建設の促進をはかることなどを決めた、と新聞に報じられた。

このところ、ひんぱんにおこる利根川の水不足のたびに、水資源開発の促進が高らかに合唱される。都民も自分が困るものだから、何とかしてくれ、と政府にハッパをかけるようなことになる。

利根川河口堰は東京よりはるか下流、銚子に近いところにある。千葉、茨城の県境、いわば東京にとっては他人の家の水。銚子のシジミ漁業などの多大の犠牲のもとに作られた。

その水を江戸川に引っぱって、都の水にしようというのは、ずいぶん虫がよすぎると思うのだが。河口堰開発で都がうける配水量は毎秒十四・〇一トンと決まっている。毎秒一トンの水は、約二十万人をまかなう水量である。

利根川を川上から河口まで歩いたときを思い出す。上流ダム群によって調節された水は、群馬用水はじめ、各地元の農業用水、都市用水に使われ、再び還元された水をあわせながら流れる。そして埼玉県行田市の見沼代用水取入れ口のところで利根大堰にせき止められる。その大量の水が毎秒五十トン、武蔵水路へと導かれ、荒川に放流、さらに荒川の秋ケ瀬取水堰で都の浄水場へと導かれる。

武蔵水路の入口に立つと、干天の中、滔々と流れる水に圧倒される。これだけの水がどこに吸収されるのかと思う。一方、利根本流は、大堰の下で流れが細り、気の毒なほどにやせ細っている。一緒に歩いた水関係の役所の人が、

「渇水のときは、大堰の下では、歩いて利根川を渡れるんですよ。だから下流の水に依存する千葉県は、東京、埼玉が取りすぎていないか、こっそり見に来るそうです」

といった。

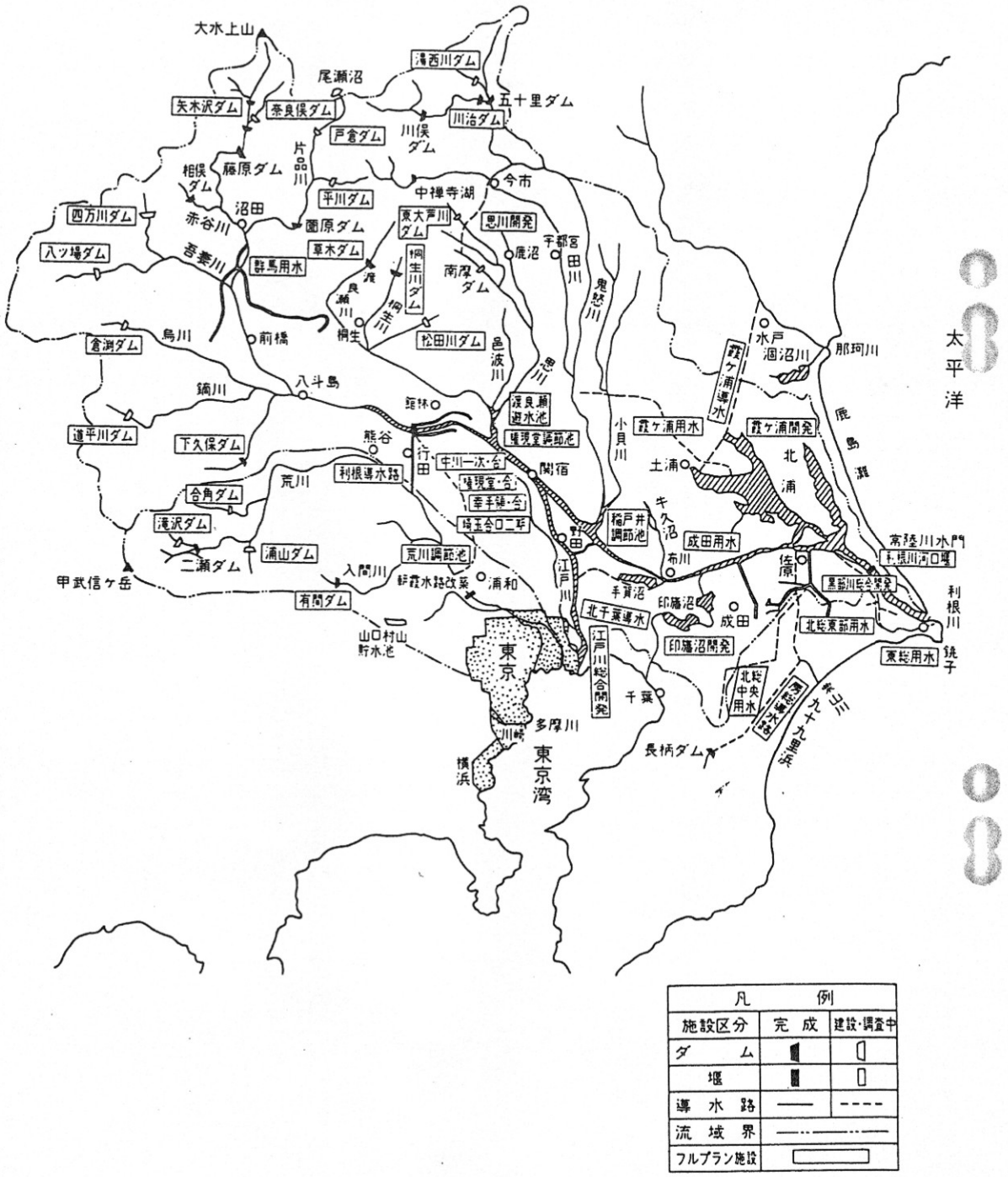
大堰の管理所に行くと、毎秒ごとの取水量が、チカチカとパネルの上で点滅していた。いかにも科学技術を駆使した近代的管理を印象づけられる。

大堰の施設をみていると、利根川はもう川ではなく、水道管だという感じをもつ。コンクリートで固められた武蔵水路はもちろん、群馬用水も河口堰も、昔抱いた川のイメージを一掃させてくれる。

高くついた利根川導水

首都圏の人口急増、工業化に呼応して、一九六一年に水資源開発促進法、水資源開発公団法が制定され、利根川水系の水資源開発基本計画（通称フルプラン）ができてから、利水施設のラッシュとなった。いま第四次のフルプランは

（図）利根川水系及び荒川水系水資源開発事業位置図



凡例		
施設区分	完成	建設・調査中
ダム	■	□
堰	■	□
導水路	——	- - - -
流域界	—·—·—	
フルプラン施設	▭	

荒川水系とあわせて図のようになっている。この事業計画は、もちろん東京に水を集めるだけでなく、沿岸各県の農業用水(の合理化という)、都市用水の開発もあわせてのものだが、開発事業だけで関東の地図が出来そうに軒をつらねている。

基本計画ですでに開発された水は毎秒八十八トン。第四次フルプランで開発するのは百六十九トン。これまでの約二倍である。利根川の水道管化はますます進む。

当然、これに要する費用も巨大なものになる。一つの施設をつくる費用は、それによって利益をうけるところが、その比率に応じて分担することになるのだが、それがまた、なかなか理くつ通りにはいかないらしい。

東京都が利根大堰を通して利根川の水を取るときの模様を、『都市と水資源・水の政治経済学』(華山謙、布施徹志著)の記述から、私なりにまとめてみると、東京都はとてつもなく高い水を買ったことになる。

東京は江戸の昔から、多摩川の水に依存してきた。玉川上水はじめ、戦後は水道用水専用としては世界一といわれる小河内ダムを水源としてきたが、急膨張にまかない切れず、東京オリンピックを前に、利根川の水をもらうことが緊急の課題となった。

東京の水を利根川からも〝もらう〟という考えは大正の末からあったが、いざもらうとなると、どこから取るかが大問題。東京ははじめ、吾妻川から流れ込む強酸性の水をきらって、群馬県の沼田付近で取り、導水路で引き、途中、神流川の水を加えて持ってこようと考えた。建設省は埼玉県の本庄で取る方が水量の面で有利だとし、一時は吾妻川に中和施設を作ることでまとまったが、下流の農業用水から反対が出た。

現在の大堰付近には見沼代用水はじめ、関東平野をうるおす農業用水の取入れ口がたくさんあった。上流で取られたら足りなくなるというのだ。

結局、各農業用水と一緒に取水して取り分を配分する合口案に決まった。農業用水の取り分は従来通り、減らさないことで農業側も納得した。こうなると建設費用の分担がややこしくなる。

合口堰と農業用水路など農業側の事業費は六十九億円。うち国庫補助五八%の残りのうち埼玉農業側の負担は二十七億円となったが、県が九六・八%を補助、農民負担は八千六百万円。普通、県の補助は五〇%なのだが、農民を納得させるためカサ上げした。農民は、何も急いで取水施設を作らなくても、今まで通りで一向に差支えないのを、東京の取水のために余計な施設費を強いられるというわけだ。

埼玉県も同様に考えた。東京のために出費を急がされるのだからと、県の補助二十七億円のうち十八億円を東京都に肩代りさせ、県は八億円の支出で済ました。また、農民負担分の方はというと、東京に水を送る武蔵水路が完成するまで見沼代用水から臨時に東京が水をもらうので、東京がその施設使用料を払うということで、結局、農民負担は四千万円になった。

一方、都市用水分の事業費は百二十八億円。武蔵水路には毎秒五十トンの水を流すのだが、東京の分が十六・六トン、埼玉分が三・四トン、三十トンの余裕水量は荒川の維持用水となっている。これで費用を分けると、埼玉県の負担は二十二億円になるのだが、当面どちらも使わない余裕水量分は都が立替えることにし、秋ケ瀬取水堰は都のための施設だから都が一〇〇%負担。結局、埼玉県の負担は十四億円となったが、東京の緊急性のために埼玉県も同時支出を強いられるのだからと、十億円を都が肩替りして、埼玉県の支出は四億円で済んだ。

そのほか水源の一つである下久保ダムの建設でも五億円を都が肩替りしていて、埼玉県は全部で六十七億円を分担すべきところ、二十五億円に止まり、四十二億円も安い買い物をしたことになる。

綱わたり「水収支」

東京都は利根川の流域外である。江戸川は利根川の派川だが、本流とは分かれているので、別扱いされている。だから、利根川から水をとるのは流域外導水、つまり分水界を越えて水を持って来ることだ。しかも、埼玉県側は急ぐ必要がないのに、オリンピックまでにどうしても、という東京の緊急性、切羽っまった事情から、あれもこれも面倒みましょうということになった。

費用負担も、このように政治性が割り込んできて、理くつ通りにはいかない。これからの水資源開発にもいろいろな理由から政治性が入るのではないかと想像される。

国土庁が一九七〇年時点での利根川水系の水利用実態調査をしたことがある。

それによると、年間の水収入（賦存量）－流域に降った雨が川に流れ出る量は、百二十億二千万トンであった。

支出の部は、農業用水百十四億二千万トン、上水道二億四千万トン、工業用水十五億一千万トンの計百三十一億七千万トン。収入以上に使ったことになるが、これは一度使った水が損失量を除いて利根川に還元される。川の水は自然水も還元水も色分けされてはいないから、下流では還元水も含めて取水する。この反復利用があるから、どうやら収支のバランスを保っている。その収支をまとめると表1のようになる。

これでみると、未使用の自然水が海に流れ出る量は、流域外に導水した分も含めて四十七・四トン、利根川の水は六〇％が利用されていることになる。

これはもう利用の限界に近い。あとは反復利用をどれだけ効率よくするかにかかる。これからの水開発ますます施設依存になる。水戦争だ。

東京都が水利権を持っている水道水源は、表2のように一日五百九十七万トン。その七七％は利根川水系の水で、うち百三十万トンは、渇水時には真先に削られる不安定水。ほかに相模川からももらい水している。

（表1）1970年の利根川利水収支

（単位：億㎥／年）

収入（賦存量）				120.2
支出	流域内	使用量	自然水	53.7
			還元水	5.9
			計	59.6
		未使用自然水		33.3
	流域外	導水量	自然水	33.2
			還元水	12.3
			計	45.5
		使用量	自然水	19.1
			還元水	7.8
			計	26.9
		未使用量	自然水	14.1
			還元水	4.5
			計	18.6

出所・昭和50年度「水資源供給限界調査報告書」国土庁より作成

（表2）東京都水道の水源別水量

取水河川		取水地点	水源量（万㎥／日）	
水系	河川		取水地点別	水源別（依存率）
利根川	江戸川	金町	173	459（76.9％）〔130〕
		三郷	55	
	利根川	朝霞水路	231	
多摩川	多摩川	小作羽村他	98	116.5（19.5％）
		砧上	11.5	
		砧下	7	
		調布	（11）	
相模川	相模川	長沢	20	20（3.3％）
地下水		杉並	1.5	1.5（0.3％）
合計			597（100％）	〔130〕〔22％〕

注・(1) 調布は原水悪化のため休止中。合計に含まず
(2) 〔 〕内書は水源施設が未完のため，渇水時には他の水源に先行して取水削減をうける不安定水量。

出所・水利科学№184「東京の水・現状と将来」渡辺毅一による。

一方、配水量は一日平均五百万トン前後、最大配水量は六百万トン前後で、まさに綱渡りだ。これが二〇〇〇年には一日最大配水量が六百九十万トンになると見込まれているために、さらに毎秒二十二トン余りの取水を追加しなければならないが、いま事業中の施設だけでは足りない分が五トン余りあるという。その水も利根川、荒川だのみで、肝心の多摩川は水質悪化でふやす望みはない。

川の水を調整して溜め、一滴でも多く利用する利水事業に対して、流域を水害から守る治水事業は、洪水を一刻も早く海へ流してしまおうとする、一見矛盾した事業である。両者の調和が大事なのだが、利水の要請に押されて、治水計画はいつ果てるとも知れない工事が延々とつづいている。

圧迫される治水計画

利根川の治水計画は、烏川との合流点、八斗島での洪水流量が基準になっている。上流で全く流量調整をしない場合の洪水の毎秒あたり最大流量（基本高水）を決め、そのうちどれだけ上流ダム群などで調整し、八斗島には最大どれだけの量を流すか（計画高水流量）を決めて下流での分流、合流量にあわせて治水事業を決めるのが、その水系の治水基本計画である。

一九〇〇年（明治三十三年）はじめて治水計画が立てられたとき、八斗島の計画高水流量は三千七百五十立方メートルで、このくらい流れても下流で水害をおこさないよう堤防工事をし、これを越えるときは、上流で破堤させ、一時遊水させて流下量をおさえる考えだった。

ところが間もなく、利根川全域が水害に見舞われ、八斗島の流量を五千五百七十立方メートルにあげ、渡良瀬遊水池を作って調整、上、下流とも堤防で固めることに変更される。さらに三九年（昭和十四年）には計画高水流量を一万立方メートルとし、下流での調節池や取手付近から放水路を作って一部を東京湾に流す利根川放水路などが計画に織り込まれる。

戦後、カスリーン台風による大水害を経験して、四九年、八斗島の基本高水を一万七千立方メートルとし、うち三千立方メートルを上流ダム群でカットし、一万四千立方メートルを計画高水流量として、計画が改訂された。

八〇年（昭和五十五年）には再び、基本高水を二万二千立方メートルにあげ、うち六千立方メートルを上流ダム群でカット、計画高水流量を一万六千立方メートルとする基本計画に改められた。

基本高水というのは、その川の本来の流出特性によるものだから変化しないと考えるのが普通だが、なぜ変ったのか。

「その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、近年の出水状況から流域の出水特性を検討し」と、計画は述べている。つまり、八斗島上流地域の発展が、土地の保水力を弱め、流出量がふえたということだ。戦後の発展、開発や森林の減少、衰弱が、自然の流れを変えてしまった。

ともかく、この基準にのっとって、上流部では新しいダムの建設、八斗島―取手間は堤防の拡築、掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を行ない、取手以下の河口までは川幅はほぼ現状のままで堤防拡築などを行ない、渡良瀬川はダムの建設、遊水池の調節池化、鬼怒川もダムの建設、小貝川は河道の整正など、多くの計画が加わり、現在すすめられている。

この内容にはそれぞれにむずかしい問題をかかえているが、すでに三九年の計画から加えられている利根川放水路は、いまなお手がつけられていないばかりか、地域の都市化状況からみても、いまや不可能な計画ではないか。また、しばしば洪水をおこす小貝川の合流点をつけかえることも、いつ実現するだろうかと思われる。

長い年月と膨大な費用のかかる治水事業に対して、流域の開発、都市化のテンポがあまりに早く、それが利水需要の急増、流出特性の変化を生んで、治水計画を大きく圧迫している。

土地利用の規制については、都市計画法や国土利用計画法などがあるが、治水上、利水上の観点からの規制の考え方は、いまの法律には入っていない。首都圏への一極集中は、その欠陥を如実に示している。

いちど利根川が大渇水か大洪水に見舞われ、大混乱をおこしたら、そこに気付くのではないか。そうすれば一極集中はたちどころに消え、土地高騰も解消する――という暴論も吐きたくなる。

（小見出は編集部でつけました）

森と木のある生活⑮

白神山地のブナ林

市川健夫
（東京学芸大学教授）

白神にブナ林はなぜ残ったか

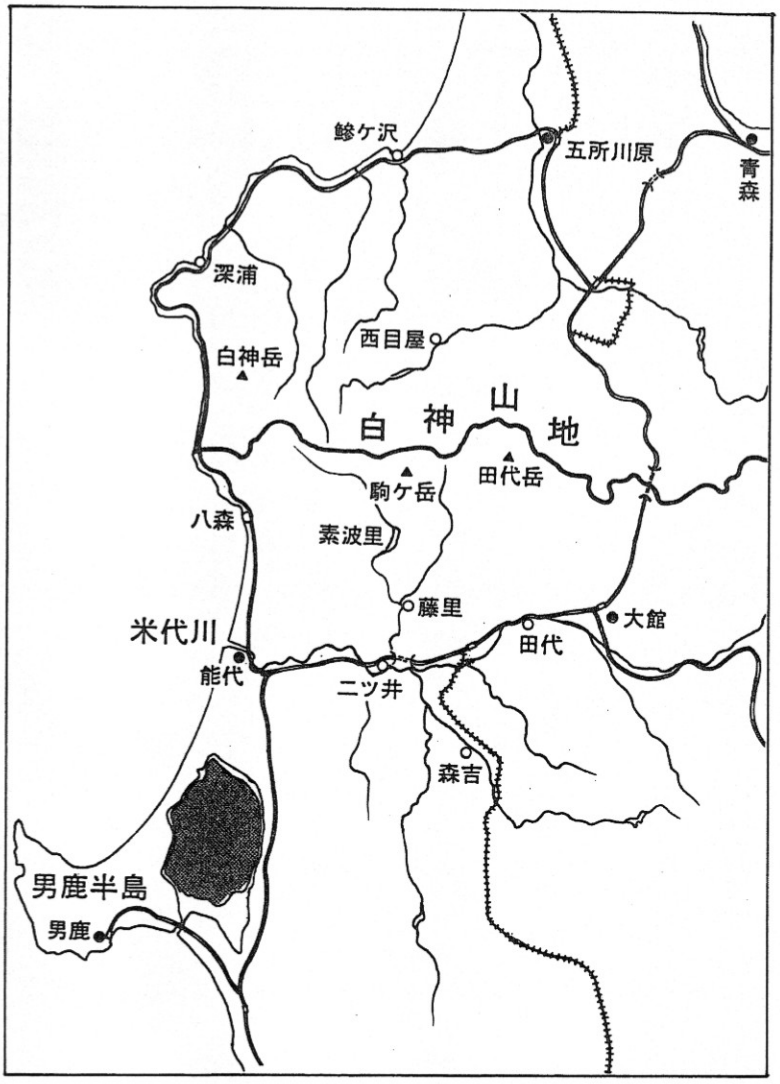
もしも日本列島が大陸西岸に位置するならば、北緯三五度以南の南関東、東海、近畿南部、瀬戸内、南四国、九州、南西諸島などは、砂漠になり、また以北の中央高地、北陸、東北、北海道などは、地中海気候地域に属することになる。ところが、日本はユーラシア大陸の東岸にあって、中緯度地方に位置しているために、豊かな森林植生におおわれている。わが国の森林率は六六%で、フィンランドの七一%に次いで、世界第二位を占めるほど高い。しかし、縄文時代以来、森林破壊が進んだ結果、原生林はほとんど残されていない。西日本はかつてシイやカシなどの照葉樹林であったが、開発が進んだこともあって、照葉樹林は平地では鎮守の森などを除くと、ほとんど見当たらなくなった。一九八九年一月環境庁は、第三回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の一環として、植生調査の結果を発表した。これによると、照葉樹林は現在国土の一・〇%を占めるにすぎない。これに対して、ブナの自然林は一万一四八六平方キロで国土の三・八%、人の手が入ったブナの二次林は九二六〇平方キロを入れると、国土の六・三%に達する。といっても安心できないのは、一九七三年第一回の緑の国勢調査では、ブナの自然林は一万八九〇〇平方キロあったので、一〇年間に四四〇〇平方キロ、総量の四分の一に近い二三%が消滅している事実があるからである。

第二次世界大戦後、林道が奥山まで開さくされてから、ブナ林は大規模な伐採が進められた。この結果、ブナの美林の多くが姿を消したが、ブナ林は「不経済林」ということで、人工更新されることはまったくなく、また天然更新もあまりみられなかった。

青森と秋田両県境に東西に走る白神山地には四万七〇〇〇ヘクタールにもおよぶ自然林が残されている。その中核になる一万六〇〇〇ヘクタール（一六〇平方キロ）は、現在世界最大のブナ自然林といわれ、わが国第一の生物遺伝子貯蔵庫として、大きな評価を受けている。ここはごく最近まで、マタギや農民以外の人為的影響をまったく受けていない自然林であった。

白神山地の主峰は、白神岳（一二三二メートル）、田代岳（一一七八メートル）、駒ケ岳（一一五八メートル）などで、一二〇〇メートル内外であるが、多くは八〇〇～一〇〇〇メートルの中山性山地になっている。また地質の大部分は、第三紀層の凝灰岩で構成されている。地形はあまり高くないにもかかわらず、急峻な壮年期の地形を形成している。そのうえ、集落からのアプローチが長いために、白神山地の奥山は一九六〇年代まで手が加えられることがなく、不斧の森林になっていた。その後部分的に森林の伐採が行なわれたが、未だに大量の自然林が維持されている。

白神山地の森林植生は、天然杉（秋田杉）、ヒバ（アスナロ）、キタゴヨウ、ヒメコマツなどもあるが、その七〇～八〇%がブナ林になっ



ている。冬の積雪量は二～五メートルにおよぶ深雪地帯であるが、雪が深いほどブナの自生密度が高く、ブナの極相林になっている。

天然の杉は天杉、秋田杉ともいわれているが、胸経一メートル、樹齢三〇〇年生の巨木も少なくない。しかし杉のみの純林はなく、ブナと混生している。この混交林の景観は実にみごとである。天然杉の木目は混んでおり、色が赤いが直径八〇―一〇〇センチ、長さ四メートルの材を、二五〇～三〇〇万円で営林署が払下げている。これが業者には六〇〇〇万円に売られる場合があるというが、薄くスライスされて張柾の天井板などに加工される。

なお白神山地の自然はきびしいため、九五〇メートル以上の山地ではハイマツになる。杉の植林は八〇〇メートルまでなされているが、成長がよくない。この山地で順調に育つのはせいぜい六〇〇メートルが限度だといわれている。

伝統的なブナ材の利用

昔からブナ材は薪炭材、家具材、建築材などに広く用いられてきた。秋田県に限らず、わが国の山村では、囲炉裏で大量の薪木を消費してきた。長さ三尺（〇・九メートル）の薪木を、高さ、幅ともに六尺（一・九メートル）に積むと、体積は二・九一八立方メートルになる。これを実積係数〇・七を掛けると二・〇四一立方メートルになる。これが一坪という薪木の単位である。家畜を飼っている標準的農家では年間五～六坪にものぼる薪木を消費してきた。

杓子、鍬の柄、天秤棒、雪掻き（秋田県では雪ベラという）、橇（そり）などの民具にも広くブナ材が使われてきた。また川連（かわづら）漆器の椀の素地には、ブナが用いられている。

ブナ材は狂いやすいというので、現在建築材にはほとんど使われていないが、近代以前には建築にもかなり使用されていた。『奥の細道』に出てくる山形県の山寺（立石寺）の建物は一三五七年（正平一二）の再建だが、柱や桁、羽目板の大部分にブナが使われている。また飛騨白川郷や越中五箇山の合掌造りにブナ材が大量に用いられている。ブナ材を半年から数年間水の中に浸けておくと、狂いが生じないという。このような生活の知恵があって、ブナは有効に使われてきたのである。

昔の人たちはブナを伐採して利用したが、現在のように皆伐することはなく、すべて間伐（抜き伐り）したので、天然更新（実生）によって、ブナの二次林が成長している。秋田県藤里町の岳岱風景林には、直径八―一二センチ、樹高五―七メートルに成長した四〇年生のブナの二次林がみごとに育っている。第二次大戦中、飛行機のプロペラ材として、ブナ林を間伐した。その跡地に牛を林間放牧したため、牛による蹄耕がなされて、林床がクマザサの草原になることもなく、残されたブナの母樹から落ちた実が発芽して定着し、二次林が立派に成長しているのである。

藤琴国有林（五五〇メートル）には、ブナ二次林の施業試験地がある。ここは一九四二～四三年に間伐された林地で、ブナの天然更新がなされている。

このようなブナの二次林は、白神山地だけでなく、森吉山の戸鳥内国有林（八四〇メートル）においてもみられる。ここも戦時中馬の放牧が行なわれたというが、間伐した林に放牧～蹄耕という方式が、ブナの二次林育成にきわめて有効な手段であることを示している。

早春のころ、積雪が日中やや融けたものが、夜の寒さで凍結して堅くなる。この堅雪を利用して、秋田県では「バチ」と称する橇を使って、木材の山出しをする。二月下旬から三月下旬にかけて、急な山の斜面に、スコップで雪を掻いて、「バチ通り」という四尺幅の道をつける。オリンピック冬季種目にあるボブスレーのように、山腹を橇で滑り降りる。運転者（バチ乗り）は橇の前面に立って、方向と速度を調整して斜面を降りるが、熟練と度胸を要するきつい労働である。体力も要るので、バチ乗りは四〇歳が限度であった。七～一〇石のブナ材を積んで、四〇〇メートルから一キロほどの距離を土場まで運ぶ。このバチには一丁バチと二丁バチ（バチバチ）があり、二台のバチを連結した二丁バチは、輸送力が大きいが、それだけに高い運転技術が要求される。

バチによる木材の山出しは、林道と異なり、山の自然を破壊することもなく、積雪を有効に利用する秋田県独得の運材法であった。第二次大戦後、バチによる運材法が評価されて、運転者は北海道、福島県会津、長野県秋山郷などへ出稼ぎに行ったことがある。しかし、集材機による運材が普及する一九六五年ごろまでに、バチは使われなくなった。

いずれにしても、古くからのブナ材の利用は、二五〇年生以上で直径一メートル以上の巨木のみを選伐したので、ブナ林は自然に再生産されて、その資源を維持することができたのである。

山菜ときのこの宝庫

ブナ林の林床にはクマザサが少なく、また森林腐植土が肥えていることもあって、山菜は実に豊富である。里山のアザミは三月下旬から採取されて、味噌汁の具にされるほか、茹でてから塩漬にして貯蔵される。山菜の本格的採取は四月下旬からであるが、最も量的に多いのはワラビである。フキとミズ（ウハバミサウ）は、比較的長い期間採れるので、よく食卓にのぼる。ミズは根が赤いのと、青いのがあるが、叩くとトロロのようになる。また塩漬けにして、冬期間でも食べられている。ゼンマイは山菜の中の最高級品だが、岳山に生えているため、プロ級の人でないと採れない。中には小屋掛けをして採取する人がいるが、岩場にあるため、危険性も多く、時期を逸しないように採らねばならない。採ったゼンマイは炊いてから、何日間も天日乾燥しつつ、よくもまなければならない、大変手間のかかる山菜である。

ブナ林の林床によく育つものに、チシマザサ（地方名根曲り竹）がある。奥山では六月中・下旬が最盛期で、水麦して貯蔵する。

このほか、タラの芽、モミジガサ（地方名シドケ）、ホンナ（ボンナ）、ヤマウド、シシウド（ヒャク）、ミヤライラクサ（アイコ）、コゴミ（クサソテツ）、サンショウ、ミズタタキ、キボシ（イワキボシ）、アケビの芽、フキの頭（バッケ）、ギョウジャニンニク、トリアシショウマ、オオイタドリ、カタクリなどが採取されている。トリアシショウマの若芽を茹でて、胡麻和えにする。キボシやオオイタドリは漬物に、またギョウジャニンニクやカタクリは茹でておひたしにするが、なかなかの珍味である。

山菜採りにもルールがあり、ゼンマイの場合、

半数残しておくと、翌年再生産されるが、全部を採ると、半減するという。

山百合の根（芋）も煮て食用にされる。開花している時に棒をたてて、縛っておき、これを目安に秋になったら掘りとる。また山の芋は枯れた蔓を見つけて掘りとっている。さらにカタクリの根を煮てカタクリ粉をつくり、餡かけして食べた。このような食品は、掘る手間が大変なため、現在あまり利用されなくなった。

きのこ類の最高級品はマイタケで、天然のシイタケとともにミズナラの伐り株や風倒木に自生する。またブナの木にはナメコが多いが、このほかトビタケ（淡い橙々色で採取するとトビ色になる）、マスタケ（マスの色に似ている）ブナハリタケ（白色で香りがよい）、サワモダシ（サモダン）、ブナシメジ（シメジに似ており、生きているブナの木に生える）、キクラゲ、ヒラタケなど、ブナ林に生えるきのこ類の種類は多い。

ヒラタケやサワモダシは、春から採れる。特にヒラタケは年五回も採ることができる。またトビタケは八月のお盆のころから採れるが、きのこ類の旬は九月に入ってからで、九月下旬から一〇月上旬にかけてが最盛期になる。ムキダケはツキヨダケに似ており、皮をむいて食べることからその名がつけられているが、降雪がある一一月まで採れる。

ブナをはじめとする木の実も食料とされてきた。ブナの実は、ソバによく似ているが、ソバの実の四～五倍ほどある。三角形の実は堅い外皮の殻に二個ずつ入っている。実がつくのは二年ごとの隔年結果で、ブナ林全体の四〇～五〇％が実る。大豊作になるのは、六～八年で、一九八一年の秋、白神山地のブナは大豊作であった。秋一〇月七割の実が地上に落ち、枝に残った実も冬から春にかけて落ちる。ブナの実は脂肪が豊富で、栄養価が高く、クルミのような味がしてうまい。そこで白神山地では、「ブナ栗」といって、ブナの実を炊り、酒の肴として利用されてきた。

栃の実やミズ楢の実（シタミ）をアク抜きして食べることは、現在の白神山地ではあまり盛んではない。北上山地の山村に比較して、米などの食料が豊富なことから、木の実の食用が卓越していないと思われる。

ブナなどの木の実は、人間のみでなく、野生動物のツキノワグマやニホンザルなどの食料にもなっている。

木の実は漢方薬としても利用されてきた。栃の実を焼酎漬けにし、神経痛の患部に塗るという民間療法が、白神山地にあった。またキハダの内皮をマタギは狩猟の際必ず持参し、腹痛薬として用いている。

ブナ林におおわれた渓流は、イワナ、ヤマメ、カジカ、アユ、ヒゴロなどが豊富に生息していた。また遡河性のサクラマスやシロザケも採れた。ヤスで突いたり、網や釣りで採ったり、築漁も営まれていたが、ダムや砂防堰堤ができた結果、最近水産資源はきわめて少なくなった。

水源涵養林としてのブナ林

一九六四年、白神山地国有林における林道が完成して以来、ブナ林の大規模な伐採が進められ、藤里・二ツ井両営林署のみで年間最高で二二三ヘクタールのブナ林が伐られている。この結果、米代川の支流藤琴川の流水量は、四〇年前に比較して三分の一に減少し、一九八五年夏には一部の水田に灌漑できない状況が生まれた。また粕毛川の流水量も、四〇年前の二分の一に減っている。そこで粕毛川上流に洪水調節、灌漑、発電などに多目的ダムの素波里湖が、一九七〇年に完成した。ところが、一〇年間で貯水量は、四三五〇万トンから三〇〇〇万トンに減少している。この堆砂量が計画の二倍以上に達し、貯水能力が急激に減っている。

藤里町のブナの自然林はすでに六〇％までも失なわれているが、一九六三年の粕毛川の大洪水以来、地元の農民はブナ林の国土保全機能をよく認識していた。ブナの落葉は一ヘクタール当たり一・三トンから九・一トンになる。白神山地のブナの葉は大きいので、三トンは充分にあると思われる。その結果、林床の腐植土の厚さは一五～二〇センチに達している。降った雨や雪融水は、海線状の土壌に吸収されるので、その保水力はきわめて大きい。

一九六二年藤里町観光協会が設立されるころ

から、その美しい自然を調査し、営林署にその保護を求める運動が始められた。一九七二年「秋田自然を守る友の会」が、藤里町のみでなく、町外の自然愛好者や秋田大学の研究者を含めて結成された。また一九七四年「秋田自然を守る少年団」が組織されて、小学生まで自然保護運動の環が拡がっていった。一九七六年立俣沢周辺のザセンソウの群落を林道開設から守る運動が展開されたが、その過程でウラジロヨウラク（地方名カアタバカマ）の湿原も発見された。

一九八二年四月秋田県八森町から青森県西目屋村に至る「広域基幹林道青秋線」の計画が、林野庁から発表された。地元の八森町長らは観光開発を通じて過疎脱却を図りたいと賛成したが、総延長二八キロの林道は、白神山地西部の標高八〇〇―九〇〇メートルの稜線を削りとる工事故、自然の生態系の破壊そのものだという理由で、藤里町を中心に強い反対運動が起きた。

ブナの原生林の残る白神山地を分断する青秋林道は、藤里町の水源をさらに涸渇させることになること。残されたブナ林は、現在伐採地から逃れてきた動物たちの「お助け小屋」的存在になっており、その生息密度が高い。とくに本州においてはブナ林にしか生息していないクマゲラが白神山地で確認されていること。また貴重な植物が多く遺伝子資源の宝庫になっていること。さらに林道が完成しても四～五カ月しか利用できないことなどが、主な反対理由としてあげられている。

一九八二年五月秋田県自然を守る友の会、秋田県野鳥の会が連合して、秋田県に対して青秋林道の建設中止と、白神山地と粕毛川源流地域の保護・保全が必要であることを内容とした要望をした。反対運動は地元のみでなく、東北全域の自然保護団体が参加して、一九八三年一月「白神山地のブナ原生林を守る会」が組織された。世界野生生物基金日本委員会や日本自然保護協会も、この運動を支持し、また自然保護議員連盟に属する国会議員も、白神山地を調査している。

そしてブナ林は残った

一九八五年になると、白神山地のブナ林を守る運動は全国的規模となり、日本自然保護協会が主催して、六月一五・一六日秋田市において「ブナ・シンポジウム」が開催され、白神山地をはじめとするブナ林のもつ機能が、国民的規模で認識されるようになった。

このブナ林を守る運動の中核になった藤里町の写真家鎌田孝一氏が、運動の経緯を『白神山地に生きる』（一九八七年、白水社刊）にまとめているので、是非御覧いただきたい。

国会をまきこんだ白神山地の保護運動によって、林野庁も青秋林道の再検討をせざるをえなくなった。一九八六年林野庁は「白神山地森林施業総合調査報告」を発表したが、この報告書にもとずいて、「白神山地森林生態系保護地域」を設置した。同地域は「原生的なブナ天然林を保存し、学術研究、動植物の保護などに役立てる」ことを目的としている。

この保存地域は、白神山地の西部地域で、青森営林局深浦・鰺ヶ沢・弘前の三営林署管内七七〇〇ヘクタール、秋田営林局二ツ井営林署管内二四〇〇ヘクタール、計八一〇〇ヘクタールを対象としている。また「保全利用地区」は青森営林局管内五〇〇〇ヘクタール、秋田営林局管内一九〇〇ヘクタール、計六九〇〇ヘクタールになっている。合計すると一万七〇〇〇ヘクタールの森林が、何らかの形で保護の対象となったのである。

調査対象地は二万八〇〇〇ヘクタールであるため、自然保護団体の中には不満があるが、今後ブナ林の開発は間伐（抜きぎり）に限るなど、ブナ資源の再生産するような運動を推進していく必要がある。さらに積極的にブナやミズナラなどの植林を進めて、国土の保全を図るべきだと思われる。

一九九〇年六月私は白神山地の藤琴川源流地域を訪れたが、標高七九〇メートルの藤駒高原（田苗代）のギボウシ・ミズバショウの群落、その周辺のブナの自然林の風景はすばらしい景観であった。会員諸氏も一度探訪されることをお奨めしたい。

（つづく）

定点調査メモ②

定点調査再考

共同体維持の努力見守る

〈上野村〉

大野盛雄

八年前のこと、国民森林会議の設立総会の席上、群馬県の奥深い山村、上野村の黒沢村長の切々たる挨拶の言葉を私は今でもはっきりと覚えています。「山村では私たちの生活は山間に散在する部落それぞれの共同体によって支えられてきましたが、いまや過疎化の進行によってその共同体が急速に崩壊しつつあります。これまではお年寄たちの葬式を私たち部落の者の手ですることができましたが、これからは、年老いてゆく私たちの葬式をいったいだれが出してくれるでしょうか」。

日本の森林の緑を守ることによって私たち国民の生活を豊かにする方法を模索しようとするのが国民森林会議の目的ですが、山村の住民の叫びとも言える黒沢村長の涙ながらの発言は、参会者の私たちを感動させました。そして現に緑豊かな山村のただ中に暮している人々が、それとは裏腹に直面している切実な問題に絶えず接するという目的で、山村の一つのモデルとして、上野村の状況を継続的に観察する、いわば定点調査を始めることになりました。

その年の八月、私は初めて上野村を訪ねました。この村は、群馬県の西南隅、県境の山地に源を発し東に向かって流れる利根川の支流、神流川の渓谷を抱えるようにしてひっそりと位置しています。総面積一万八〇〇〇ヘクタールのうち、九四パーセントの一万七〇〇〇ヘクタールが林野で占められ、まさに典型的な山村です。しかし実はこの林野の四三パーセントが国有林、三〇パーセントが村外の一林業会社の所有下にあります。つまり村の総面積の六一パーセントに当たる林野が村外の事業体の手中にあるということです。

私はできるだけ時間を作り、この八年間上野村に通い続けました。ごく最近も訪ねたのですが、戦後五〇〇〇人もあった人口が今日では二〇〇〇人を割ってしまい、しかも六五歳以上の者が人口の二五パーセントを超し、想像していたよりも早い速度で過疎化、老齢化が進んできました。こうした状況に対して、村長の指揮の下に国による公共投資や資金助成で、国道の建設、公共施設の整備や、住民の働き口につながる木工センター、味噌工場の設立、そして観光事業や村外からの移住を促す広報活動も行なわれてきました。

しかしこのような強力な指導の陰に、かえって村民の主体的活力が掘り起こされず、行くところまで行くしかないという諦めにも似た雰囲気があることは否定できません。そこに突如として日航機墜落の惨事が起こり、過疎の山村に潜在する深刻な問題が、外界の目からも逸らされてしまったという感がします。私自身も初めは過疎化と老齢化に対する特効薬を処方する立場の人間として受け入れられたのかもしれませんが、村のために力を貸す能力もなく、アイディアを提供するだけの知恵も持ち合わせないことを改めて痛感しているところです。

過疎化と老齢化の現象は、日本経済の高度成長に伴う都市への急速な人口集中という、僻地の上野村などにとってはとうてい抗し切れない外部の力によってもたらされたものです。しかし上野村の住民はわずかの耕地を耕し、山林を守り、山菜を採り、川で釣りをし、素晴らしい空気と水を享受し……、地面にへばり付きながら山村の生活を営んでいます。彼らは近代化、都市化の下に分業化した職業によって偏った生活を強いられている都会人とは違います。近い将来には華々しい展開はまずありえないと言えるでしょうが、現在の努力の手を緩めないで共同体の生活をじっと守って行くことに期待し、少しでも芽ばえてくる萌芽を見守ることが定点調査のせめてもの役目であると私は思っているのですが。

（東京大学名誉教授・大東京文化大学国際関係学部長）

定点調査メモ②

〈海山町〉

北尾邦伸

尾鷲地方は、三百年の人口造林の歴史を誇り、日本で最も成熟度の高い林業地帯を形成しています。東京圏での「尾鷲材」はつとに名高いわけですが、この林業地帯の中枢部に位置するのが、海山町（海山林業）です。江戸に向けての千石船の出荷港も、当町の引本港でした。

産業としての林業の発展史を専攻している私にとって、海山町は格好の研究対象地であり、この上ない勉学の機会を得たことになります。しかし、上野村での村入り型「定点調査」のイメージが強烈で、こちらも従来と違った方法でアプローチしたいとの思いが先行し、結果的に、オーソドックスな調査も不十分といった事態に陥っています。生身の生活者・業者の意識を介し、「現地からの発想」を身につけて、成熟化した林業地の存在と動きを捉えてみたいとの当初の意欲も、日常業務に追われ、遠距離に制約されて、萎え気味です。新たな「方法」の獲得のためには、やはり、日常性との何らかの切断・決意が必要であったと、反省しています。

「調査」があまり進展していないことの言い訳はともかくとして、尾鷲林業の特徴は、次のような点にあります。

日本林業は世界に類を見ない集約なものですが、尾鷲林業はそのなかでも冠たるものでしょう。外材との競争・ローコスト林業・省力化が叫ばれている現在・時間をかけた伝統的な技術体系がどのように変貌するのか（ないしは生きつづけるのか）注目に値します。

一代の山つくりのための労働投入量は三五〇～四〇〇人／haであり、他の林業地の二倍です。植栽および下刈りは「ていねい」なものですし、投下労働力の約四割は枝打ち作業に充てられています。蜜植（八千～一万本／ha）・多間伐・短伐期（四〇年位）でヒノキの芯持ち柱材（よって小径木）の生産を目指しており、間伐材からは足場丸太が生産されます。この生産目標に向かっての地域としての特化ぶり、および、技術的・組織的成熟は、美事なものです。蜜植造林した上でのきめ細かな密度管理（多間伐）によって、通直完満で節のない、かつ、色合いと目合いのよい優良柱材が生産されてくるわけです。〔なお、枝打ち作業は戦後追加され、二番玉からも無節材が採れるようになりました〕

労働集約的なのは、製材過程でも同じです。一本一本の木を見て製材鋸を通し（木どり）、できるだけ価値の高いものを引き出そうとする努力は徹底したものです。そのために海山の製材業者は立木の形で原料を調達し（指名入札）、他地域では見られない全幹集材によって工場に運び込んで、造材をしています。

〝林材協力〟の追求をも

労働集約林業の行方

山持ちも製材業者もビジネスライクに取引をし、それぞれが積極的な市場対応をしているわけですが、それでいて地域への帰属意識をもった林材協調の精神がしっかりと根づいているのは、不思議な気がします。この精神のもとで、困難な状況下で種々の自助努力がなされていますが（足場丸太市売市場の開設、共同乾燥施設の設置、異業種協力組織をつくっての新たな「ヒューマンタッチ商品」の製造販売、産直住宅、オーストリアからのタワーヤーダーの導入等）、これらはまた別な機会に書くことにしましょう。

ところで我々は、海山町にどのようなお返しができるのでしょうか。これまで我々は、調査に入っては、その地の振興計画などをつくってきました。しかし、要望は、「情報と刺激を与えてもらえれば」ということでした。海山町の人々の自信のあらわれとして、心に残っています。また、「この辺では森林という言葉を使いません」という指摘を受けました。確かにこの地での生きた言葉は、山、山林、立木、材木です。「森林」をキーワードとすることで、この地に我々は何を持ち込もうとしているのか、改めて自問自答しているのです。（島根大学助教授）

研究会・日本の川を考える ⑦

法定水利権からみた河川

講師　小林三衛（東京経済大学）

月　日　一九九〇年六月一六日
場　所　大日本山林会会議室
参加者（順不同・敬称略）秋山、田中、土田、松沢、内山、萩野（会員外一〇人）

一、慣行水利権とは

法定水利権＝「許可水利権」の他に、水利権には農業用水のような「慣行水利権」がある。慣行水利権は、慣行を契機として成立した権利である。これは、建設省の「慣行水利権について」という文書では「明治二九年に旧河川法が制定され、河川の指定が行われる以前から河川の取水を事実上行ってきている水利権のことである」「河川法上の許可を受けて成立している水利権とは、成立の由来を異にする」と説明している。

慣行水利権は、「水利用の事実が反復継続され、それが合理的であり正当なものとして社会的承認を受け、これを通して生成する権利」といえる。ここでいう「社会的承認」とは、法律による承認とは異なり、「同一水系において利害関係を有するもの（水利集団）が、水利用を承認する」ということである。「水利集団」というのは、水を使っている人達の集団を指し、入会林野の入会集団と同じで、一つの部落が「水利集団」「入会集団」を形成している。時期がすすむにつれて、必ずしも部落に住む全員が集団の構成員にならなくなった。警官・教員・商業者など農業を営まない人が部落に住むようになったからである。このため、水を使っている者を集団といういいかたで、部落とは区別している。

ここでいう部落とは、明治の町村合併以前の「むら」「旧村」を指す。この当時のむらは生活共同体でもあるし、生産共同体でもあった。村落共同体を形成している最も基本的なものは水でないかと思う。川を堰止め、ため池を作り、水路を開くなど水利施設を作るには共同でなければ不可能であった。その水系を中心として村落共同体が成立したと考えている。

河川は、上流で水をたくさん使えば、下流で使う水が無くなるという関係であるから、社会的承認が必要になる。承認は手続きをとる例は少なく、取水に異議を申立てない、抗議しないという消極的承認、つまり黙認でよいとされている。現在でも、新しい施設を作るときに承認が得られるかどうかは大きな問題である。河川法でも、上流に施設を作るときには、河川協議による下流の同意が必要とされている。

旧河川法成立以前の慣行については河川法も認めているが、それ以後に慣行が成立するかどうかという問題もある。河川法では「従来から水を使っていた者は、新たに河川管理者の許可を受けなくても、許可を受けたものとみなす」という規定を設けている。河川法成立後でも、慣行が成立するなら慣行を認めるべきだと考えている。建設省の「慣行水利権について」によると、現行河川法では慣行水利権には、届出の義務を課している。届出があったのは、河川法施行前の件数が七九・五%、施行後一二・一%、不明八・四%となっている。これでみると施行後にも慣行水利権を認めていることがわかる。水利権と類似する入会権を「慣行上の権利」と説く人もいるが、入会権は民法に規定された物権である。民法では「地方の慣習による」としており、慣習がなりたてば、民法施行前でも後でも認められる。

河川法成立以後に認められた例をあげれば、霞ヶ浦のポンプアップによる農業用水のすべてである。霞ヶ浦では現行河川法施行以前に許可

を受けていたのは二件だけである。許可を得ていないからといって水の使用を止められた例はない。慣行によって成立したといえる。

二、許可水利権とは

法定水利権＝許可水利権は河川法に基づいて、許可によって創設される権利である。一級河川については建設大臣、二級河川については都道府県知事が許可を与える。一・二級の決定は、建設省が行う（政令で定める）が、だいたい都府県をまたがって流れるのは一級、一つの都府県を流れるのは二級となっている。

水の利用からみると、農業用水、ついで発電・工業・上水道用水、雑用水（洗う、水車、プール）となっているが、雑用水などは農業用水の一環で慣行水利権として成立しているものもある。発電用水・工業用水・都市用水などは、新しく施設を設けて利用するものであるから、許可水利権になっている。上水道用水の場合は、例外的に慣行水利権となっているものもある。

水利権の存続期間は、法律・命令にも明文の規定はなく、河川管理者が〝恣意的〟に決めているといっていい。法的拘束力のない、許可を受けるときの説明書のコメントにあるだけである。そこでは、工業・都市用水では「およそ一〇年」、発電用水では「三〇年」としている。なぜ発電だけが三〇年か。建設省の説明では、「水道用水では人口の増加があったり、一〇年ぐらいめどに見直すことが必要」という。工業用水も同じ理屈で、農業用水も「減反などで見直しが必要」と説明してるが、発電用水は「エネルギーの所要量は増加するので、三〇年間は一定の水量で発電を続ける」と言っている。

発電用水だけ三〇年も一定というのは疑問があり、この結果、たとえば、大井川はほとんど河原砂漠のようになっている。九つの発電所があって、一度も河川に落とさないでバイパスでつないで利用し、最後に発電に利用できなくなったところで河川に放流している。水利権の更新時期に合せて地元が運動し、一九八八年四月、やっと毎秒三㌧（灌漑期五㌧）の水が放流されることになったが、あの大きな河では毎秒五㌧では微々たるものである。許可は「毎秒〇㌧取水できる」権利が中部電力に与えられている。中部電力は「許可を受けてその範囲で取水をしている」ということになる。「毎秒三㌧」も中部電力からいわせれば、「権利の中で恩恵的に放流した」ということになろう。今度の更新では「水が流れていて初めて河川といえる」という立場から、本来の河の状態を取戻すように、取水量を規制するべきだった。しかし、地元の新聞を見るかぎり、取水量は変わっていない。今後毎秒三㌧（灌漑期五㌧）の放水が「恩恵的」につづけられるであろうが、中部電力の法定水利権は、更新前と変りがない。建設省の「恣意的」な判断によって、三〇年の存続期間が固定化されることになる。

一九八八年七月、私が大井川を見に行ったとき、子供たちが水浴びをしていて感動的だった。水浴びや魚釣りが可能な水を流せるような水量を許可するべきだった。また、あそこでは河の水がモヤになって立ち、それがお茶の生育にいい影響を及ぼしていたが、それができるような水量を確保するべきで、それができなかったのは、河川管理者と中部電力に癒着があったといわざるを得ない。中部電力は、自分の権利だからといって、河をそんな状態にするような使い方をしていいのか、「権利の濫用」になるのではないか、という問題もある。

最近慣行水利権が許可水利権に変わっていきつつある。堰堤を築いたり、ポンプアップしたりするのに巨額の資金が必要で、水利集団（現在の土地改良区）だけでは資金が負担できなく、国や都道府県の事業に依存することになる。その代り慣行水利権を許可水利権に変えさせる指導がされている。とくに、現行河川法になってこうした傾向がふえている。

霞ヶ浦では、「水ガメ化」をすすめるため堤防を嵩上げしてきた。この結果、農業用水は、いままでの施設では対応できなくなり、水資源開発公団によって、「新しい施設を作ってやるから、慣行水利権を許可水利権にしなさい」という指導がすすめられている。

水利権は水を使っている者に属するのが原則である。農業用水では水利集団、発電では電力会社、工業用水では企業にあるのがあたりまえである。工業用水は、最近では自治体が開発し供給することが多く、自治体の企業局などが水利権を持つことが目立っている。つまり水利施設の事業者に権利が所属している。これも法律上の根拠がない。建設省の『遂条河川法』にも

「自明のことである」と述べられているだけで、説明はない。質問にたいして、建設省は「ダムや堰堤は事業主体の所有で、そこで取水をしているから水利権は事業主体にある」と答えている。しかし全く例外がないわけではない。群馬県の甘楽多野土地改良区は、もともと利根川の第二次支川の鏑川から取水し、これで足りていたので、国営の事業に参加する必要はなかったが、農林省は全体として工事をすすめる方針であった。当時の河川管理者である群馬県知事は「甘楽多野土地改良区は既得の水利権を保有する」こと確認した。これにもとづいて参加した。事業は一九七七年に竣工し、水利権は農林大臣に与えられた。その後五年余経てようやく土地改良区に譲渡された。利根大堰でももめていたが、見沼代用水土地改良区では最近水利権をかちとった。

金を出すから権利もよこせということになる。災害による改修でも、それを機会に、費用を出した県などに権利が移る場合が多い。例外として霞ヶ浦では、水資源開発公団が工事をしているが、権利は慣行水利権から法定水利権になっても、土地改良区に所属している。しかし、土地改良区のなかには「水がくればいい」という考えで、現行河川法で慣行水利権の届出が義務づけられ、その書類作成が面倒なものだから、「県が手続きをしてくれた方が簡単」と安易に思って、慣行水利権を放棄している場合が少なくない。水が来れば権利はどうでもいいのであろうか。権利を堅持して水を利用していれば、権利の侵害があった場合、その権利に基づいて侵害を排除する請求権が行使できる。

慣行水利権については、民法上「慣習法上の物権」となっている。物権は支配権で債権より強い権利で、侵害された場合は、妨害排除、損害賠償の請求が認められているので、水が来ればいいというのでなく、権利として堅持すべきである。許可水利権は物権といえないという説もあるが、物権に準ずる権利だと思う。慣行水利権は私権ということで異論はほとんどない。許可水利権について、千曲川の上流の大町市で、昭和電工の発電用水を許可した知事（旧河川法の時期）にたいし、「農業水利権を侵害する」として行政命令取消しの訴訟が起こされた。長野地裁は公権説（一九五七・五・二八）、東京高裁は公権私権重畳説（一九六〇・一〇・一四）、最高裁はあいまいであるがどちらかといえば公権説に近い立場（一九六二・四・一〇）をとった。水の利用の内容は私的なものであるから一般の私権と異ならないこと、河川管理者の許可によって創設されるといっても、漁業権や鉱業権が私権としての性質を有するのと同じであること、河川法第二条にいう私権は、所有権の意味に解すべきであって、他の私権の成立を妨げないことなどから、私は許可水利権についても私権説をとっている。

三、水は誰のものか

水の管理者は公権説に立ち、河川法は水を国の支配に置く内容になっている。河川法は利用についての条文が極く少ない。「（公水使用権は）行政が優越的権力作用として設定」（昭和電工事件・長野地裁）するもので、河川は国が支配し、住民が使う場合には「お願いして許可を受けて使用する」という構成になっている。

森林でも同じで、民有林に公団造林をする場合は、地上権を設定して植林するが、逆に国有林を借りて植林する場合は、願い出て許可を受けて植林するかたちになっているので、契約でなく形の上では許可である。

河川・水は国の所有物か、そうではない。水は誰の所有にも属さないものであるし、国民全体が共有するものであるといえる。国は国民から公共信託を受けて管理しているというように考えるべきであろう。アメリカでは、海岸などについて公共信託という考えがある。公共の信託に応えるような管理でなければならない。したがって、河川が砂漠のようになってしまうことは国民の信託に背を向けるものである。発電水利権の存続期間を法的根拠もなく三〇年としていることは、電力資本に奉仕するもので、河川管理者の責任を逸脱している。

水利用の合理化ということが言われるようになったのは、一九七〇年頃からで、一九六九年度の『建設白書』に、「水利用合理化」が打ち出されている。新全総が発表された頃で、工業化、都市化がすすみ、水需要が増加するといわれた時期である。ダム建設は長期化し資金もかかる。そこで農業用水に目をつけ、減反で使用水量が少なくなったとし、用水路の改修で水を効率的に使い、それを工業用水、都市用水にま

わすというのが水の合理化である。

農業水利問題研究会が、「都市化過程における農業水利・中間とりまとめ」を七〇年八月にだした。このなかでは、「農業用水も都市用水も新古の別はあっても、同じ河川を流れている水を配分しなければならない立場にある以上、しかも、都市用水の方が新規参入者である場合に争う態度をとるのでは問題は片付かない。現段階においては、計画的な都市化を実現するために、地価対策、都市計画・社会生活、環境整備等と関連づけながら、既存農業用水と協調できる都市用水計画を立案しなければならない。水利の費用については、新規参入者は上昇する生産費の負担を余儀なくされる。これが原則である。このことは、新規参入者が水需要がなお緊迫しなかった時代に成立した古い水利体系と調整する場合にも適用されてしかるべきであろう。農業水利施設を利用することによって、新規の水利用が可能となるならば、新規参入者はこの資産に基づく効果にたいし負担するのが当然である」といっている。水利用の合理化について聞くべき見解を示したが、最終報告では後退してしまった。もういちど原点に立って考えなければならない。

≪討論≫

○釣りに行って地元の人から、慣行水利権を法定水利権に変えた方が良いかと尋ねられる。法定の方が法律の権利がしっかりしているから切替えようというあやふやな理解が横行している。

小林　慣行水利権は、集団全員の合意がなければ消滅ができない。ところが理事会や理事長の決定で消滅した例も多い。農民の権利意識がはっきりしない。

○慣行水利権は法定でないが一〇年？漁業権は一〇年だが。消滅の全員同意は確定した考えか。所有権か利用権か。

小林　一〇年とされている。入会権については全員同意が東京高裁で確定している。慣行水利権もこれに準じて考えなければならない。漁業権は物権で知事の免許。ダム使用権も物権で、建設大臣の設定によって取得されるが、これは私権説の根拠になる。所有権か利用権といえば、利用権である。

○土地改良法は三分の二の議決でいいが。慣行水利権の消滅とは別か。

小林　改良法の規定が、慣行水利権の消滅まで含むかどうか、明確な規定はないが慣行水利権の消滅については、全員の同意が必要であると考えるべきである。

○漁業補償金問題で「全員の同意が必要」となったが、最高裁では「社員権で三分の二の同意でいい」とされた。

○ダムは五〇年、一〇〇年の使用を見込む。三〇年の水利権の更新が前提になっている。更新の際関係者以外の人が異議申立てた例はあるか。

小林　聞いていない。関係者以外の申立てはできないと思う。存続期間の三〇年は、更新されている。

○協議はどの範囲でやるのか。

小林　利用している者の間の協議で、釣りや泳いでいる人は対象にならない。

○農業用水にお金を払って家庭雑排水を流しているのは違法ではないのか。

小林　土地改良区が認めればよいかもしれないが、取水した水に雑排水を混ぜて川へ返すことは問題である。

○改良区と家庭が合意しても、改良区が川に返す時、国との間で問題になる。

小林　取水したものと同質の水を返すべきである。浄化して戻すべきであるが、畜産・農薬の汚染水が流されている。これも問題である。

○資源という言葉は「金になるもの」という意味だ。水資源もそう。大井川でももっと少なくてもいいが、電力側は権利として確保したいのではないか。大井川の慣行・法定の配分はどうなっているか。

小林　電力側はもちろん権利として確保している。今回の更新でもぜんぜん減量されていない。現在は慣行水利権が競合する部分は本流にはない。

○土地と同じで、管理して持っていればあとで使える――という思惑だろう。利根大堰の時も既得権で配水した。

○河川法が量だけ決め、水質を決めていない（水質汚濁防止法で別）のは問題。

▽「森林利用と自然保護」提言プロジェクト△(5)

リゾート開発と自治体

《問題提起》本間義人（毎日新聞編集委員）

日　時　六月三〇日
場　所　大日本山林会会議室
参加者（敬称略）大内、岡、金田、杉本、田中、萩野

〝国の土地〟が食い物に

リゾート開発を自治体との関係でどう見るかをお話ししたい。

リゾート法の対象となって、開発をすすめている地域は、ほとんど過疎地域と言ってよい。開発業者がいろいろな手段を使って開発しているため、地域に大きな混乱を生じている。

〔農地〕農地は乱開発から守るため転用に規制をかけてきた。特に農業振興整備法を適用され、農地として整備したところは転用を厳しく規制をしてきた。年間一兆円以上の国費を投下して整備した、いわば税金のかけられた農地だ。その転用規制の緩和が始まり、地元県・農林水産省の出先機関でも反対が起きている。ある農政局では、構造改善課長が抵抗して配置転換になったほどだ。その抵抗を、デベロッパーが中央突破してくる。

農地を使ってのゴルフ場は二年前から盛んになった。リゾート法成立の年の六月、ゴルフ場に農地の転用が大幅に緩められる通達が出される。六九年の通達では、計画面積の中の農地率は二〇％以下とされていたのが、五〇％となった。荒廃した農地も対象になり、地上げ屋が農村で横行し、農振地にも入ってきた。

反当たり数百万円で売って都会に出て行く人も多く、農地を売らないで農業を真面目にやろうとしている人が、村八分になる例もある。北海道の占冠村では、数千haの規模での農地の買い占めが起きた。

〔森林〕リゾート法の施行に沿って国有林の活用が始められている。第三セクターによる国有林内のゴルフ場開発は、八七年以来急ピッチに進んだ。八七年にヒューマン・グリン・プラン構想が発表され、国有林の積極的活用の方針が出された。ここでは、「自然環境に配慮し、①地方公共団体が二五％以上出資の第三セクターであること、②利用形態はパブリック、③防災措置が万全」であれば積極的に承認する方針を示した。

第三セクターなら認めるというが、大半が大手デベロッパーが参加して巧妙に作られたものだ。安比も岩手県出資の第三セクターだが、資本金以上に必要な開発資金は、リクルートが出している。

地方自治体と住民の抵抗

こうして、農地・森林ともに〝国の土地〟が、私企業の食い物となっている。こうしたことに抵抗しようという自治体の動きもある。

「乱開発につながるものはやらない」という自治体は、開発指導要綱など作り土地利用に歯止めをかけようとしている。猪苗代町がそうだ。建物の高さ、敷地の広さを押さえ、ゴルフ場は町面積の二％以下にすると決めた。ところが県条例では三％だから、デベロッパーは町要綱は無視をする。県と町がせめぎあう状況が生まれている。町要綱が無視された開発がすすみ、要綱による「違反業者名の公表」も業者には痛手にならない。

かたや「乱開発になっても利用を促進」という自治体もある。デベロッパーによる開発が、行政の優先課題になる。農地を売らないものへの圧力など、既存の農林業の存在すら危うくする状況だ。

これは、民活の地方版だ。大都市の開発が行きづまったデベロッパーが、農山村の開発に乗り出してきた。今後一〇年、日米構造協議で四〇兆円を越える公共投資が約束された。地方の公共投資もこれまでの一・五倍以上になるだろう。地域の社会資本はこれまで以上に充実しようが、リゾート法による開発の上積みがある。列島の過疎地の土地利用は大きくすすもう。

その転換を阻止する力は、自治体・住民の側にはほとんど無い。デベロッパーのモラルが頼りという状況だ。リゾートとして成り立たなくても、開発によって土地の資産価値が上がれば、デベロッパーにとってはいい。全総、新全総などの開発はほとんど失敗し、地域振興にはつながらなかった。リゾートも地域開発につながらない。第一次産業をつぶして、第三次産業を起こし、そこの雇用に期待しようとしているが、その雇用は少ない。コンビナートがそうだった。

過疎地域の振興は、第一次産業を無視しては成り立たない。過疎法が一〇年延長されたが、この法の適用を外されたところは、すべて第一次産業を振興した所だ。米も日田林業もだめ、そこで大分県大山町では、「梅栗を植えてハワイへ行こう」と二〇年まえの町長が呼びかけて、付加価値の高い農作物への転換をすすめた。梅栗はジャムやママレード、菓子など付加価値をつけた商品にし、高級野菜のクレソンは、大分県の八割を生産している。若者の流失は止まり、農協は九州一の経営基盤を誇る。過疎地域にとって必要なのは工場やゴルフ場ではない。第一次産業だ。

北海道は二二〇市町村あるが、リゾート開発構想は二五〇あるといわれる。

夕張市は一〇万人が二万人に減った過疎の市。市は、夕張岳のスキー場、炭鉱跡地に遊園地（テーマパーク）、別荘地を構想し、市有地のデベロッパーへの切り売りを始めた。リゾート一辺倒の市に対し、住民側から、夕張メロンの栽培を拡大することで、それに関連した産業を起こし振興したい、夕張しかできない農業でアピールしたいという運動が起きている。夕張コザクラを守る会など市民グループが手をつないで、夕張岳の開発中止の訴訟を起こそうとしている。国は第一次産業をつぶしてリゾートをすすめようとしているが、リゾート開発に国が関与することの是非が問われる。

千葉県は東京湾横断橋で、房総全体がリゾート開発対象地になるという構想を描いている。房総は、現在でも緑が無くなっているが、それがさらに加速される。リゾート成功の鍵は、「大都市に近いところ」しかないと言われているので会津・房総・伊豆半島等の乱開発が懸念される。列島がリゾートに狂奔している。しかし、どこもかしこもリゾートでは客は来ない——と気付く、それが乱開発を阻止する力になる。

≪討論≫

◇住民の声を反映する仕組みはあるのか。

本間　ない。猪苗代でも県のリゾート指定を受けて湯沢などを見学、あわてて要綱を作った。湯沢は全世帯の四倍のマンションがたったが、当初は町はマンション歓迎だった。都市計画・要綱もなかった。六三年に指導要綱をつくった。それでは気付くのが遅かった。リゾートは中曽根民活路線の延長にあった。民活をすすめやすくするため、地方自治体の指導要綱を弱め規制を緩和した。国が一片の通達で規制を緩和したことは、地方自治への介入だ。

◇リゾート法が出されるときは、こんな問題が出るとは思わなかったのでは。新全総も施行して二～三年たつと問題が明らかになる。

本間　リゾート法構想は各県の知事からでるが、促進をしたのは自民党だった。社会党にも問題意識がなかったのでは。

◇ドイツでは、地方自治体が基本計画をたて、外から計画が持ち込めないようになっているが、日本ではデベロッパー主導の計画を国や県が地方自治体に押し付けている。リゾート法は国民の自然志向が強まり出てきたが、ドイツは早くから余暇の活用があった。しかも、施設の投資中心でない。日本の自然志向は、金をかけスキー・ゴルフをやること。これでは施設は共倒れだ。

本間　高度成長を支えてきたのは土地の高度利用だったが、今回も同様。土地を効率よく利用するのでなく、そのまま保全していく考えが今必要。

◇「暮らせない」と「もうからない」の差でないか。過疎は「暮らせない」のでなく「もうからない」から、もうかる話に弱い。行政は施設を作ることで評価されるという悪習がある。

◇阿蘇で北欧を視察し、農業と自然を活用したリゾートで成功したが、指導者を得たことと、住民の協力だった。

本間　自治体と住民の意識が合致した例だ。

◇東北でハタハタがとれなくて過疎がすすんだ。私達がみて「これは売れる」といっても「頭の良い者は都会にいってその工夫ができない」

という。大分では豊後水道でとれたありきたりの魚を「都会の者はこんなうまいものを食べたことは無いだろう」といって出す。オーケストラを呼んで聞く、町の外からも大勢聞きに来る。落ち込んだ村は過疎になり、リゾートに狙われる。

◇国有林は「社会のために国有」という基本姿勢を放棄した。土地を売るために、地方から東京に張り付けできていたが、私費で二年もだ。千葉の集落の部分林（国有林の土地を借りて植林）は手入れもされていない。すぐそこまで山砂採取がきており、それを見越した手抜きだろう。

本間　森林とは一体何か、森林法が明治に作られ、保安林制度を設け、防災などの役割を果たした。スキー場・ゴルフ場を含む保安林とは何か――を考えねばならない。森林保健機能強化法でも、「どんな施設が該当するのかは」行政に任されている。そこまで行政に任していいのか。それをチェックするには、保安林制度まで逆上って考えなければならない。都市と森林の接点が開発されようとしているが、今後それが奥地へ上がるのが懸念される。

◇台湾の国有林内の施設は林務部が直轄管理している。国立公園の管理は日本が遅れている。

本間　孫文の三民主義が徹底している例だ。

◇国有林は良い箇所をデベロッパーに食い荒らされている。

本間　トマムでは、ゴルフ場で五五三ha、九〇ホール、その隣にスキー場一一三七haが構想されている。国有林内にこれだけのものをつくっていいのか。基礎市町村が道路・水道などつくるが、それはペイしないのではないか。新産業都市の優等生といわれる水島でさえ、倉敷市の財政はマイナスだ。基礎自治体はリゾートで破産する。

◇デベロッパーはどこが多いか。

本間　西武（国土計画・セゾングループ）

◇東急も最近目立つ。

◇市町村の意向と住民の意向とは一致しているのか。自治体には固定資産税が入る。

本間　固定資産税は社会資本投資で差し引きマイナスになる。住民の意識は「農村では食えないのでリゾートに頼る」ことになりがちだが、これが大きな問題だ。

◇山村振興でいわれるのは「企画能力のある人材がいない」ということだ。それがデベロッパー中心の画一的なリゾートに頼る結果を招く。

森林保健機能増進法が施行

農林水産省は五月一日、昨年一一月に国会で成立した『森林の保健機能の増進に関する特別措置法』について施行令・省令も施行され、一六日付では通達も出された。この細部規定によって、行政側が法律から任された「開発の基準」を明らかにしたわけだが、その内容は次のようになっている。

《資料》

対象地域の広さ　三〇㌶以上（一流域五〇㌶）

総量規則　裸地状態の利用は区域の一〇％内
植生状態の利用は区域の三〇％内

これらは、小流域（おおむね五〇㌶を単位として適用）

▽施業方法　原則皆伐以外の方法。ただし、次の総ての条件を満たせば皆伐はできる。

①一箇所一㌶以下でかつ皆伐面積の合計が保安林における伐採制限を考慮した一定の基準以下

②伐採する立木と立木の間、立木と施設の間が五〇㍍離れる。

③伐採する立木から五〇㍍以下の距離にある森林が一五年以上である。

▽保健施設の整備する箇所

①砂防法・地すべり防止法指定地やこれに類する箇所には設置できない。

裸地状態の利用　傾斜一五度未満
植生状態の利用　傾斜二五度未満

▽一施設当たり面積（㌶未満）

利用状態	裸地	植生
傾斜	一五度未満	一五～二五度
立木総て伐採利用	〇・六	三・〇～一・〇
樹冠粗密度〇・三以上	一・二	六・〇　二・〇
小規模建築物を集団で建築	森林の一〇％以内で	〇・六

▽一施設当たりの建築物の建築面積（㌶未満）

利用状態	裸地	植生
立木総て伐採利用		

○・一総和○・二　総和○・○二

樹冠粗密度○・三以上　総和○・○二　総和○・○二

小規模建築物を集団で建築　○○・二

▽遊歩道のための立木伐採できる幅（㍍未満）

傾斜一五度未満　幅一〇

傾斜一五～二五度　幅六

傾斜二五度以上　幅三

▽施設の配置（㍍）

施設と施設の距離　五〇

ただし建築物（五〇〇平方㍍以上）があるとき　一〇〇

▽施設の構造

建築物の高さは　上層木の期待平均樹高未満

施設の整備による切土・盛土　四㍍未満

舗装など林地を覆うものは、透水性、排水処理に留意

▽整備される施設の具体的内容

休養施設＝休憩施設、森林浴施設、展望施設、これらに類する施設

教養文化施設＝森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場、これらに類する施設

スポーツ・レクリエーション施設＝野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウオッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー、これらに類する施設

宿泊施設＝貸し別荘、ペンション、これらに類する施設

これらの施設の利用上必要な施設＝販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設、これらに類する施設

公開講座　日本の川を考える

川は森林と都市を結ぶ一本の動脈である。かつて川は生活の場であり，物資輸送路であり，農村にとっても都市にとっても重要な水源であった。

しかし，今日の水需要の高まりのなかで，河床の干上がった川が各地にみられ，都市の川は巨大な排水路の様相をみせている。

果たして「川を治める」という日本の歴史の歴史を貫いてきた目標の意味はなんだったのだろうか。

国民森林会議では，1989年4月より，日本の川を考える連続講座を開いています。

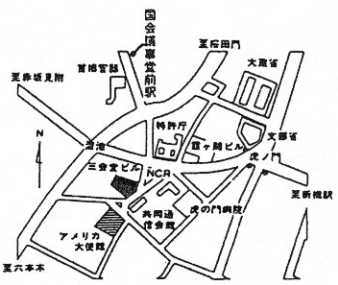
主　催　国民森林会議

場　所　大日本山林会会議室
（港区赤坂1－9－13
三会堂ビル7階）

参加費　無料（お茶代・資料費300円）
野外は実費

定　員　30人

申込み　国民森林会議
港区赤坂1－9－13
三会堂ビル内
☎ 03-583-2357



〔交通〕
地下鉄　銀座線虎ノ門駅下車7分
丸の内線国会議事堂前駅下車10分
ＪＲ　新橋駅よりタクシー10分

プログラム

連続講座
『日本の川を考える』

4月21日「東京の川・隅田川」
現地討論
島　正之（千葉工大）

5月19日「生態学からみた川」
水口　憲哉（東京水産大学）

6月16日「法定水利権とその矛盾」
小林　三衛（東京経済大学）

7月21・22日「渡良瀬川」
現地視察
＊森林フォーラム「足尾フォーラム」と共催
講師（予定）
杉本一（森とむらの会），畦倉実（朝日新聞），木原啓吉（千葉大）

9月22日「農業土木と河川」
志村　博康（東大）

10月20日「日本の河川行政」
中尾　忠彦（建設省河川局水理調査官）

11月17日「砂防堰提と森林」
弘中　義夫（林野庁治山課長）

1月19日「中世の河川改修・現代の河川改修」
大熊　孝（新潟大）

2月16日「四万十川と村おこし」
安岡・十和村村長

3月16日「欧州のエネルギー政策と河川・農業・環境問題」
大内　力

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

6～8月

6月

■高知　県下二八集落消えた　二五年間の推移　県調査で判明　一六市町村の山間部　営林署廃止や閉校引き金（三日）

昭和三十五年から六十年までの二十五年間に、県下で二十八の集落が消えた――。県が昨年度実施した集落実態調査を分析した結果地域社会の最小単位である「集落」の県下的な〝消長〟が浮き彫りになった。県は二日までに「高知県の集落」として冊子にまとめ全市町村に配布、今後の集落整備事業や地域活性化の基礎資料とする。

調査は、三十五年から五年ごとの国勢調査の人口変動を集落単位で分析した「全集落人口変動調査」が柱。（中略）その結果、六十年国調での県下の集落数は二千六百二。三十五年から二十五年間で二十八集落の住民が全くいなくなった。

■熊日　林業政策を見直し　社党振興6法を提出へ（五日）

森林・林業の保護と活性化を図るため全国十道県十四カ所で実態調査を進めていた社会党林業対策国会調査団が最後の調査地である鳥取県内の国有林などの視察を終え、四日、鳥取市内での記者会見で、国の林業政策の抜本的見直しを求め、地域林業振興法など関連六法案を今国会中にも提出する方針を明らかにした。石橋氏らは四月二十五日の高知県を皮切りに、一カ月以上にわたって全国で調査した。その結果、林業労働者が五十歳以上の中高齢者に偏っている現状から「抜本的な政策上の転換をしないと林業は崩壊の一途をたどる。例えば毎年国民総生産（GNP）の一%か二%は農林業に公共投資するくらいの発想の転換が必要」と指摘、国の林業政策に強い危機感を示した。（後略）

■中日　「利便派」が「緑重視派」上回る　市政世論調査結果（六日）

名古屋市が五日まとめた平成元年度の市政世論調査で、都市づくりに「緑の豊かさ」よりも「生活の便利さ」を望んでいる市民の方が多いことが分かった。名古屋の生活環境の整備の遅れに不満が多い実態が示された。調査は昨年十二月、市内の二十歳以上の男女千五百人に行い、有効回答率は八二・五%。主な内容は次のようになっている。（中略）

自然保護と都市開発の関係について「生活が不便でも緑豊かな所に住みたい」と答えた人が四三・九%だったのに対し、「緑が少なくても生活に便利な所に住みたい」と答えた人は五三・〇%、利便重視派が緑重視派を九・一ポイント上回った。

■読売　ゴルフ場銀座反旗の波　岐阜の自治体、次々「ノー」（二日）

岐阜県東濃地方でゴルフ場の開発ラッシュが続く中、同県明智町が自然破壊などを理由に、「これ以上のゴルフ場はいらない」と、業者に開発計画申請書を突き返していたことが、十一日までにわかった。同県内では、同じ東濃の中津川市や、ツチノコの里・東白川村でもすでに、地場産業への影響や農薬汚染への懸念から、ゴルフ場開発に「ノー」を表明しており、他の自治体への波及も予想される。

■高知　目指せ　木造住宅の時代／高野・新世紀ホーム社長の講演から「住みたい家を大切に」（一八日）

森林、林業への関心は環境問題も絡まって次第に高まりを見せている。高知県緑の環境会議（山岡亮一会長）では「山」を守り、育てるため、住宅産業の視点をと、新世紀ホームの高野了社長を招き、このほど、高知市の県農協会館で、「住まいの文化と森林・林業」と題した講演を聞いた。その要旨を再録する。ここ数年、住宅をめぐる世界が変わってきた。「住まい」のことを考えるときに、私は三つの住宅イメージ批判を持つ。①公的アパートが家族一緒に生活できなくなっている②行き過ぎた伝統的住宅賛美論③豪邸こそ素晴らしいという拝金主義も手伝った豪邸称場論――だ。（後略）

7月

■中日　国有林事業　独立採算性見直し　一層の人員削減を　総務庁がきょう勧告（二日）

総務庁は一日、平成元年度末で二兆円を超える累積赤字を抱える国有林野事業の経営立て直しについて①林野庁が進めている人員削減策による「二万人体制」では不十分で、一層の削減努力が必要②累積赤字解消には一般会計からの繰り入れという財政支援も検討すべきだ――との行政監察結果をまとめた。二日農水省に勧告する。

■中日　ナゴヤの名水守れ　ゴルフ場農薬規制求め意見書　市議会きょう採択　首相らに提出(六日)

名古屋の「おいしい水」を守れ――名古屋市議会は五日、議会運営委員会を開き「ゴルフ場の農薬使用に関する意見書」を全会派一致で採択することで合意した。ゴルフ場の農薬使用に対する抜本策を政府に求める内容で、同議会事務局によると、こうした意見書が出るのは政令指定都市の議会で初めて。六日の六月定例本会議最終日に採択となる。意見書案によると「ゴルフ場の多くは上水道の水源上部に位置することから、農薬が下流域の飲み水に混入する恐れが指摘されており、住民の不安は募るばかり」とし、政府に対し「農薬使用の実態把握、ゴルフ場周辺での定期的な水質検査などを行うとともに、法規制や指導体制の整備といった抜本策について早急に検討を進めるよう強く要望する」としている。

■産経　森林自然の環境保全にGNPの一%投資を　土井委員長(一六日)

社会党の土井委員長は十四日、林業視察のため訪れた長野県上松町で記者会見し、森林自然環境保全に国民総生産(GNP)の一%(約四兆円)を投資するよう求める緊急提言を発表した。この中で土井氏は「森林を国民共有の公共財、社会資本として位置づけ、国民の合意と参加の下で公益機能を発揮させるため、国はGNPの一%を投資すべきだ」と提唱。

■愛媛　久万町　創生資金活用し「林業会社」スタート　若者の定住化狙う　育林や販売請け負い第3セクター方式で(二八日)

上浮穴郡久万町がふるさと創生資金で設立を目指していた農林業請負会社「いぶき」の創立総会が二十七日、同町久万町の町民館で開かれた。同社は、農林業の担い手づくりと若者の定住化を狙って、久万町や町森林組合、久万農協、一般林家が出資した第三セクター会社。第三セクターの同種会社としては、熊本県小国町に森林組合中心の会社があるが、自治体主導型は全国で初めて。

8月

■高知　厳しくなった森林開発　林野庁「利用」と「保全」目指し許可基準強化　保護関係者冷ややかな反応(六日)

森林を開発してゴルフ場やスキー場を建設する場合の保安林解除や林地開発許可の基準が、六月から強化された。リゾート開発などによる環境への影響を懸念する林野庁が、森林の「利用」と「保全」の両立を目指して踏み切った改正だ。「これまでの基準は甘いし、運用も必ずしも適切ではなかった」と、林野庁は改正の効果を期待する。しかし林野庁には、林野事業が大幅な赤字を抱え「木材生産と公共事業だけで山を維持していくのは、もはや限界」で、森林を幅広く利用したい事情がある。自然保護関係者も「レジャー利用しながら森林を保護するという発想自体が変わらない限り、今までと同じ」と、冷ややかな反応。

■熊日　累積赤字二兆円突破　八九年度・国有林野事業　自然保護で伐採量減(十日)

林野庁は九日、一九八九年度の国有林野事業決算を発表した。収入五千八百三十九億円に対し、支出五千六百九十億円で百四十九億円の収入超過となったが、国の財投資金からの借入金の支払い利子などを差し引くと四百三十六億円の赤字。この結果、八九年度末の赤字累積額は八千四百九十四億円に達し、財投などの累積債務は二兆七百二十六億円と前年度より一千八百五十億円増え、初めて二兆円を超えた。

■高知　「山の危機」浮き彫り　県下の林業労働実態　本社調査(一七日)

深刻化する林業労働力の確保問題や林業振興策のあり方を探るため、高知新聞社は県森連、県内三十九森林組合、全林野、全国山林労働組合(全山労)、県林業公社の協力を得て、県内民間林業労働者五百人を対象に郵送方式による「林業労働実態調査」を実施した。回収率四三・六%。林業労働継続の意思は五四・六%が持つものの、その多くは「やむを得ず林業を続ける」といった色合いが濃く、林業労働力の維持・確保には相当の困難が予想されることが分かった。同時に、労働力確保のためには社会保障の充実、賃金アップを望む声が圧倒的に多く、労働条件改善が急務、最優先課題である実態も浮き彫りになった。

会員の出した本

水の文化史　会員の富山和子さんが、文春文庫から「四つの川の物語」との副題のついた本書を出版されました（¥400）

この本は、明治以来のわが国の近代化の中で日本人が忘れた「水との付き合い」を、サンケイ児童文学賞を受賞した『川は生きている』や中公新書『水と緑と土』の延長線上で展開した警告の書。

淀川・木曽川・利根川・筑後川を実地に歩き、時には、その他の川や外国の状況も紹介しつつ、川と人とのかかわりを、歴史のなかから丹念に拾い、説得力ある事実で、読者の前に自然と共生した先人の智恵を繰り広げて見せてくれます。

特に木曽川編は、木曽の山々にもかなりの紙数を割き、「自然の守り手がいることが自然を守ることになる」という、筆者の持論を山村問題でも強調しています。

いまの水行政が、都市に降る雨水は海に捨て、遠くの農山村地帯に水源を求めることに終わっている点をつき、「水をもらうという謙虚さを失った行政の態度（都市の論理）はいつか破たんする」と警告をしています。

七九年六月から五回にわたって雑誌・文芸春秋に連載され、その後八〇年には単行本として出版されたものを文庫本として出版したが、筆者は、今回の出版にさいし、図版を代え加筆するなど「改定版のような手を加えた」といっています。「担当区の苦労も知らないで、赤字というだけで人減らしをする」という指摘は今日的にみても新鮮です。

わが青春に出会った本　会員の三浦綾子さんが新しい本を新潮文庫から出されました（¥440）。

「生れ育った家には、私の嫁ぐ三十七歳の時まで、書棚がなかった」という家に育ちながら、「本の虫」といわれるようになった筆者が、小学生から二〇歳代までに接した本のなかから、一七冊を選び、読書から得た影響を語ったもの。

「…土の上にまいた水が直ちに乾いてしまったとしても、その水が土地を潤したことだけは間違いなく事実である。毎日毎日読む本が、何の役にも立たないようでも、知らぬ間に地下水のように心の底を潤すものになる」という筆者は、青春時代に接した多くの本の中から、「デミアン」「奉教人の死」、かかわった詩について述べた「詩と私」「眠られぬ夜のために」「愛の妖精」「天の夕顔」「枕草子」「徒然草」「放浪記」「人間失格」「異邦人」「きけわだつみのこえ」「三四郎」「田園交響楽」「歌集　赤光」「書簡集　十二年の手紙」「聖書」を選んで、時代の背景や、読むきっかけ、作者の紹介、自分の感じたことなどをのべます。

少女時代からの洞察力の鋭さには驚嘆しますが、あらゆる書物の頂点に「聖書」をおいた、筆者の心の遍歴がうかがえる書でもあります。

聞き書き　花岡事件　会員の野添憲治さんが、新しく本を出版されました（御茶ノ水書房、¥1854）。

今年は、戦争中に朝鮮や中国から日本に連行され、強制労働につかされた人達をめぐる問題が、大きく社会問題化した年といえるようです。花岡鉱山での事件でも、六月三十日に市主催の中国殉難者慰霊祭が行われ、当時連行された生存者・遺族代表六人が訪日しました。

一九七五年『花岡事件の人たち―中国人強制連行の記録』を出版した筆者が、「…事件は風化している…といわれている…。しかし、体験者たちのほとんどは、自分の心や体のなかでは決して風化させ

ていない…。…だが、…個人のこうした体験がよりあわされて太い柱になり、社会的な広がりを及ぼしていくということはないのだ」という思いから、丹念に証言者を訪ね、事実を聞き出したものを北鹿新聞に連載、八三年に出版しました。本書はその記録に、八七年来日した耽諄団長の訪日記録を付け加えて復刊したもの。

先の大戦で、ビルマでの鉄道建設の強制労働、フィリピンの死の行進、南京の虐殺など数多くの暴行がありましたが、戦地だけでなく、内地ですらこうした事件が起きていたことを知り、戦争のもたらした人間の狂気を知ることができます。

日本近代林政の発達過程　会員の萩野敏雄さんが「その実証的研究」と副題のついた本書を出版されました（日本林業調査会￥6000）。

本書は一九八四年に、明治元年から二九年までの林政の動きをまとめた『日本近代林政の基礎構造』を出版した著者が、前書の記述を発展させて、明治三〇年から昭和三年に至る近代林政の軌跡を記述したもの。

序論「近代林政と内地開発型」では、近代林政が日本版図の全てにわたり一体的な実体をもたず、内地府県のみに特化されていたことを、植民林地であった朝鮮・台湾の実体にまで踏込んで記述。第一部「輸出主義の木材貿易」では、大正八年までのわが国の木材出超時代の林政を検証しています。第二部は、「輸入主義への転換と反転」で、大正九年から昭和三年までの林政を追い、都市問題から始まった木材輸入が、近代林政そのものの解消へと波及していく様を追求していきます。第三部では、前著でも展開した『近代林政の基軸』を国有林政策・森林法など法制・木材資源政策の三点からみた「林政基軸の展開」でまとめています。

富山和子がつくる日本の米　会員の富山和子さんが、今年も「水田は文化と環境を守る」という副題のついた九一年版のカレンダーを発行しました（ジャパンプレス・フォート　￥1100、〒450）。

青森県から熊本県まで一一府県の農村の光景や田園のたたずまいを、土門拳など八作家の見事な写真で紹介し、遠くになった水田と私達のかかわりを見せてくれます。

例えば一二月は、東京郊外埼玉県朝霞市の田園風景に「見渡す一面の水田。米以外になにも見当たらぬ風景。土門拳のこの作品は一九六三年の撮影である。これが、今ではビルの林立する朝霞市のほんの少し前の姿と、想像できようか。野火止用水の時代から、いやはるか昔の、稲荷山古墳のあの時代から、耕しに耕しぬき、みがきにみがきぬいてしあげたこの関東の穀倉を、現代社会は一瞬にしてコンクリートに変えた。いつの日か歴史の報復を、あるいは自然からの天罰を、受けねばよいがと思う」と添えられた言葉を見ると、筆者がどんな思いでこのカレンダーを編集したかが伝わってくるのです。

会員の消息

プレステージで　7月10日テレビ朝日深夜番組「今こそ森林を救え」に畦倉実さん、富山和子さん、福岡克也さんが出席して、朝方まで熱のこもった討論を展開しました。一つの番組に三人もの会員が出席したのは珍らしいこと。

テレビコラムで　NHK教育テレビが8月4日放映したテレビコラム「知ってますか、国有林」に富山和子さんが登場。国有林の財政再建と森林の充実の両立を説いていました。

会員紹介

多様な会員を〝自己紹介〟する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。（五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します）

圖書恒遠（ずしょこうえん）



陸の孤島、飛越の秘境とも云われた五箇山の一隅に、大正一二年一月に生まれ、県立染織講習所を出て、その専問的分野へと道を進めたが、戦争過激となり兵役へ。復員後は村職員から助役四期を経て、村長四期目も終り近く、「日々是好日」と只今に悔なき精一ぱいを生きる心境です。

森林と国土保全、緑と水による人間性復活と、山村の役割り意義は高まりつゝも、実際村民生活の本質的魅力を求め模索中です。

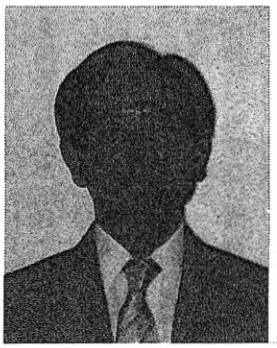
多賀清雄（たがきよお）



一九三三年東京生まれ。早大政経学部新聞科卒。信濃毎日新聞編集局長を経て現在取締役東京支社長。

最近の読書は内村鑑三と、地球環境と人間の行為の行方を追求した著作の二つが柱。私たちは地方紙の使命として毎年環境問題のキャンペンを紙面の中心に据えてきましたが、もっと地域社会から人類史に広がる視野と説得力を培わなければならない。皆さんから具体的課題を学びながら、自身にも根源的問いかけを深めたいと願っています。

筒井迪夫（つついみちお）



一九二五年福井県生まれ。東大農学部卒。東大名誉教授。多摩美大教授。林政審議会委員。林政学、森林文化学専攻。森林文化（学）を提唱し広く活躍。

「林野共同体の研究」（農林出版）、「日本林政史研究序説」（東大出版）、森林文化政策の研究（同）等の専門書のほか「山と木と日本人」（朝日選書）、「万葉の森　物語の森」（同）、「童話と樹木の世界」等一般書多数。

島崎藤村「夜明け前」により「森林文化」の理念に開眼。

津本正昭



昭和五年、和歌山県・清水町生まれ。昭和二十年和歌山師範学校予科入学、二八年和歌山大学学芸学部卒業。有田郡内公立小学校・中学校教諭から県立高校社会科（地理）教諭。昭和四七年退職。以来、和歌山育英舎自営のかたわら清水町で山林経営。和歌山地理学会・年報誌編集責任者。

共同執筆で。県風土記〝美しいふるさと〟（広川町・湯浅町・清水町）一九八三年。。県地名大辞典　角川出版　一九八五年　自然地名〝姥ケ滝〟ほか数十項目。。和歌山県の地理　地人書房　小池洋一編〝二川ダムと災害〟一九八六年。。関空開港前夜の地域調査　和歌山地理八号〝開発の進む和泉山脈の山林〟一九八八年。

山村の活性化と資源保護・林業の振興こそ自然環境の荒廃を防ぐ第一義と信じ、有田川流域の調査、自家林の良林生産にかけている。

遠山三樹夫



一九三三年横浜市生まれ、横浜国立大学学芸部卒業。北海道大学農学部助手、横浜国立大学教育学部助教授を経て、現在教授。植物生態学専攻。

北海道大学農学部で舘脇操博士の下で、森林生態学を研究、富士山の森林植生の研究で、東北大学より理学博士の学位を受ける。

日本植生誌分担執筆、ふるさとの文化財、生物実験の基本操作法など執筆、植物群落に関する論文多数。

森林を学校教育の場において利用する方法を模索しています。

富山和子



群馬県出身。早大卒。評論家、日本福祉大学教授。

趣味は社交ダンス、プロ有資格者。今年も八月、東京ヒルトンホテルで三〇組出演のトリをつとめタンゴをご披露しました。

「富山和子が作る日本の米カレンダー」昨年はおかげ様で大きな反響を呼び、去る三月ＮＨＫテレビコラムで放送、更に反響がありました。ただいま「日本人とお米」を「川は生きている」の続篇として執筆中。森林を守るためにも米輸入阻止にご協力を

編集後記

◇…林政審議会が「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」について中間報告を八月二四日出しました。低迷する林業について、民有林も国有林も〝青息吐息〟の今日の情勢をふまえての処方箋ですが、いま一つ不透明感の残るのはいなめません。

◇…経済的にペイすることと資源的に評価することが一致しないことの矛盾を感じるのは私一人だけではないと思います。二〇～三〇年も手塩にかけた間伐木が、「経済的に引き合わない」という理由で山で腐っていく――。その数量は二〇〇万立方㍍。間伐木の四五％ともいいます。貴重な時間をかけた資源が腐っていく一方で、熱帯の森林の喪失が愁えられているのです。

◇…ほんの少しの手助けで、森林も、木材も甦えることができるとしたら。効率化というのは、「時」という評価も加えた物指でみるべきではないでしょうか。紅葉の時、山を見るのもいい季節になりました。ご自愛を―。

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林
1990年秋季号
第34号

■発　行　1990年10月1日
■発行責任者　隅谷三喜男
■発行所　国民森林会議
東京都港区赤坂1-9-13
TEL 03(583)　2357
振替口座　東京2-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）